会期日程表
陳情文書表
第 1 号(3月7日)
開会、散会の日時
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名5
事務局出席者
議事日程
開会及び開議の宣告
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告······
平成20年度村長所信表明
同意第1号の上程、説明
議案第4号の上程、説明
議案第5号の上程、説明2
議案第6号の上程、説明24
議案第7号の上程、説明
議案第8号の上程、説明2
議案第9号の上程、説明20
議案第10号の上程、説明
議案第11号の上程、説明
議案第12号の上程、説明28
議案第13号の上程、説明
議案第14号の上程、説明30

議案第二	1 5	号の	上程	、説明	32
議案第二	16	号の	上程	、説明	34
議案第二	1 7	号の	上程	、説明	35
議案第	1 8	号の	上程	、説明	36
議案第	1 9	号の	上程	、説明	37
議案第2	2 0	号の	上程	、説明	41
議案第2	2 1	号の	上程	、説明	43
議案第2	2 2	号の	上程	、説明	45
議案第2	2 3	号の	上程	、説明	47
議案第2	2 4	号の	上程	、説明	48
散会の国	宣告		•••••		49
复	育	2	号 (	3月10日)	
開議、背	文会	の日	時…		51
出席議員	<b>∄</b> …	• • • • •	• • • • • • •		51
欠席議員	<b>∄</b> …	• • • • • •	•••••		51
地方自治	台法	第1	2 1	条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名…	51
事務局と	出席	者…			52
議事日和	呈…	• • • • • •			52
開議の国	宣告		•••••		53
一般質問	归…	• • • • • •			53
新步	戎	_	智	議員	53
平月	支	嗣	男	議員	61
金均	戎		勇	議員	65
宮均	戎		武	議員	72
具志雪	区	朝	秀	議員	75
議案第2	2 5	号の	上程	、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80

開議、散会の日時	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名8	33
事務局出席者	34
議事日程	34
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	36
議案第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	36
議案第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	37
議案第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	38
議案第7号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	39
議案第8号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	90
議案第9号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	91
議案第10号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	92
議案第11号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	92
議案第12号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	94
議案第13号の質疑、委員会付託	95
議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	95
議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	95
議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	96
議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	96
議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	97
議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	97
議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託10	)2
議案第 $2$ $1$ 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 $10$	)2
議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託10	)3
議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託10	)3
議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託10	)4
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	)5

休会について	105
散会の宣告	105
第 4 号(3月14日)	
開議、散会の日時	107
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
欠席議員	107
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	107
事務局出席者	107
議事日程	108
開議の宣告	109
議案第14号~議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	109
散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第 5 号(3月17日)	
開議、散会の日時	115
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
欠席議員	115
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	115
事務局出席者	115
議事日程	116
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	117
休会について	
散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
第 6 号(3月19日)	
開議、閉会の日時	121
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
欠席議員	

地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名1	121
事務局出席者	121
議事日程	121
開議の宣告	123
議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 1	123
議案第 $19$ 号 $\sim$ 議案第 $24$ 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 $1$	124
陳情第1号、陳情第2号、陳情第5号、陳情第6号の一括上程、委員長報告、	
質疑、討論、採決	130
意見案第 $2$ 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 $1$	133
意見案第 $3$ 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 $1$	136
意見案第 $4$ 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 $1$	138
決議案第 $2$ 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 $1$	140
決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 $1$	142
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	145
署名議員	145

# 平成20年第3回定例会会議録 (会期日程表)

開会 平成20年3月7日

会期13日間

閉会 平成20年3月19日

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程	
				会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委	
3月7日 金 本会議		本会議	午前10時	員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・平	
				成20年度村長所信表明・議案提案説明	
3月8日	土	休 会			
3月9日	日	休 会			
3月10日	月	本会議	午前10時	一般質問	
3月10日	Л	平云哦	上印1044	議案第25号付託省略 (即決)	
				同意第1号~議案第24号質疑	
				同意第1号~議案第12号付託省略 (即決)	
3月11日	火	本会議	午前10時	議案第13号総務常任委員会付託	
				議案第14号~議案第24号予算審査特別委員会付	
				託	
			午前10時	陳情第4号経済建設常任委員会(検討~採決)	
3月12日	水	委員会		議案第13号総務常任委員会 (説明~採決)	
37121	//\	安貝云	午後1時	陳情第4号を除く陳情5件総務常任委員会	
				(検討~採決)	
3月13日	木	委員会	午前10時	議案第14号~議案第18号予算審査特別委員会	
9/110Д	//	女只云	1 441044	(説明~採決)	
		本会議	午前10時	議案第14号~議案第18号予算審査特別委員会委	
3月14日	金	金	平云哦	HillOH4	員長報告、質疑、討論、表決
		委員会	午前10時30分	議案第19号予算審査特別委員会 (説明)	
3月15日	土	休 会			
3月16日	日	休 会			

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程												
		本会議	午前10時	議案第26号提案説明、質疑、付託省略(即決)												
				議案第20号~議案第24号予算審査特別委員会												
3月17日	月	委員会	午前10時30分	(説明)												
		安貝云	一十月10時30万	議案第19号~議案第24号予算審査特別委員会												
				(検討)												
				議案第19号~議案第24号予算審査特別委員会												
3月18日	火	委員会	午前10時	(検討・質疑・討論・採決)												
	水	水	水	水	水			議案第13号総務常任委員会委員長報告、質疑、								
						水	水			討論、表決						
										議案第19号~議案第24号予算審査特別委員会委						
								水	水	水	水					員長報告、質疑、討論、表決
3月19日												水 本会議	午後1時	総務常任委員会委員長報告(陳情)質疑、討		
									論、表決							
								ſ	ſ			経済建設常任委員会委員長報告(陳情)質疑、				
				討論、表決												
					決議案又は意見案等の処理 (閉会)											

会期日数 13日間 本会議日数 6日間 委員会日数 5日間 休会日数 4日間

# 陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件名	陳情者氏名	付 託 委員会
1	平成20年2月13日	乳幼児医療費助成制度の 拡充に関する要請	新日本婦人の会沖縄 県本部会長 前田芙美子	総務常任 委 員 会
2	平成20年2月13日	妊産婦健康診査の公費負 担の拡充を求める要望	新日本婦人の会沖縄 県本部会長 前田芙美子	総務常任 委 員 会
3	平成20年2月13日	「われわれ」「私たち」 それに類する「関係者」 等の語を使ってはならな い。とする条例制定の陳 情	沖縄県糸満市真栄平 220番地 金城順正	総務常任 委員会
4	平成20年2月21日	「鳥獣被害防止特措法」 関連予算を鳥獣捕殺では なく自然林復元と被害防 除に使うこと等を求める 意見書提出に関する陳情	日本熊森協会会長 森山まり子	経済建設常 任委員会
5	平成20年2月21日	「ハンセン病問題基本 法」制定等を求める意見 書の決議の要請	宮古南静園自治会会 長 宮里光雄 沖縄愛楽園自治会会 長 小底秀雄	総務常任 委員会

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付 託 委員会
6	平成20年2月22日	地域医療と国立医療の充実に関する陳情	全日本国立医療労働組合沖縄地区協議会議長島尻敏雄全日本国立医療労働組合愛楽園支部長上原洋一	総務常任 委 員 会

# 平成20年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成20年3月7日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成20年3月7日 午前10時00分) 散 会 (平成20年3月7日 午後12時30分)

2. 出席議員(10名)

1番議員 大 城 佐 一 6番議員 宮 城 武 2番議員 新 城 一智 7番議員 具志堅 朝 秀 3番議員 友 寄 8番議員 平 良 英 景光 勝 4番議員 東 武久 9番議員 平 良 嗣 男 5番議員 金 城 勇 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

シークワーサー 長島袋義久 村 山城 均 振興室長 副村長宮城重徳 建設課長新里政 雄 企画政策 総務課長島袋幸 島 袋一 俊 道 調整室長 企画財政 企画財政課 新 城 寬 大 城 純 長 事 住民課長 神 里 富 松 会計課長 山 城 清 安 福祉課長宮城成 和 教育長平 良 宏 教育総務 経済課長 友 寄 景 善 島田哲夫 長

 農業委員会
 友 寄 景 善
 選挙管理

 事務局長
 友 寄 景 善
 委 員 会 島 袋 幸 俊

 書 記 長
 妻 役

監査委員 前 田 孝 事務局長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。 事務局長 前 田 孝 主 事 真喜志 亮

# 6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成20年度村長所信表明	
6	同 第 1 号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	議 第 4 号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議 第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議 第 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議 第 7 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議 第 8 号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する 条例	提案説明
12	議 第 9 号	大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整 備に関する条例	提案説明
13	議 第10号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条 例	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
14	議 第11号	大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改 正する条例	提案説明
15	議 第12号	大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置条例を 廃止する条例	提案説明
16	議 第13号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例	提案説明
17	議 第14号	平成19年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
18	議 第15号	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	提案説明
19	議 第16号	平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	提案説明
20	議 第17号	平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	提案説明
21	議 第18号	平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計 補正予算	提案説明
22	議 第19号	平成20年度大宜味村一般会計予算	提案説明
23	議 第20号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
24	議 第21号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算	提案説明
25	議 第22号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
26	議 第23号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予 算	提案説明
27	議 第24号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予 算	提案説明

#### ◎開会及び開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。ただいまから平成20年第3回大宜味村議会 定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長(宮城功光) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 金城 勇議員 及び6番 宮城 武議員を指名します。

#### ◎会期の決定

○ 議長(宮城功光) 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの13日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

○ 議長(宮城功光) 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ所 管の常任委員会に付託しましたから報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に、会議等について報告します。

議長の会議等の出席については、皆様方のお手元に配りました表のとおりでありますけ

れども、12月18日、南米移住子弟研修生報告会から2月28日の西会津町の「体験の翼」交流事業報告会までの15日間の件について出席をし、あいさつや激励をしてございます。

これで諸般の報告を終わります。

## ◎行政報告

O 議長(宮城功光) 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し入れがありました。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) おはようございます。

平成20年第3回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対し、感謝を申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

平成19年12月21日、年末交通安全シークヮーサー作戦、それと年末青少年を守る村民大会が行われまして、悪天候によりシークヮーサー配布作戦は取りやめになりましたが、村民多数が場所を津波小学校へ変更し、交通安全祈願村民大会、青少年を守る村民大会を開催いたしました。

交通安全大会では、津波小学校交通少年団による交通安全ルールを守る決意や青少年を 守る村民大会での父母代表安里郁江さんによる意見発表等があり、村民総意で安心・安全 な村づくりを確認いたしました。

なお、その他行事等につきましては、資料として添付してございますので、お目通しい ただければ幸いに思います。

それから、1月に入りまして、1月4日は平成20年の成人式が行われました。改善センターで開催されましたこの成人式に44名のうち37名の新成人が参加し、多くの村民の祝福を受けました。新成人を代表して金城快太郎さんは、大宜味村民だということに誇りを持ち、大宜味村を愛し続けますと決意を述べました。激励の言葉や恩師・先輩方からのメッセージなどをつづった冊子、村内の泡盛が記念品として贈られました。

なお、その他のことにつきましては別紙資料に添付してございますので、よろしくお目 通しいただければと思います。

2月に入りまして、2月19日、名桜大学出張公開講座がございまして、地域ブランドと 地域活性化についてを主題、一人一人が主役の村づくりとはを副題に改善センターで60名 余の村民が参加して開催されました。

第1部では、林優子氏名桜大学准教授が地域ブランドについての理論を事例を挙げながらわかりやすく開設してくれました。また、宮城良勝氏、名護市勝山区長が地域ブランドの確立に取り組まれ、実際の苦労話やエピソードを交え解説してきました。

第2部では、両氏をパネリストに大城美喜雄氏名桜大学総合研究所専任講師をコーディネーターに村民も参加して意見交換を行いました。

なお、その他につきましては資料として添付してございますので、よろしくお目通しい ただきたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

O 議長(宮城功光) これで行政報告は終わりました。

#### ◎平成20年度村長所信表明

- O 議長(宮城功光) 日程第5 平成20年度大宜味村村長所信表明を求めます。村長。 (島袋義久村長 登壇)
- O 村長(島袋義久) それでは、施政方針を申し上げます。

平成20年度の施政方針

初めに、平成20年第3回大宜味村議会定例会の開会に当たり、村政運営に当たっての私の所信を申し上げ、村民の皆様初め、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村政を取り巻く情勢

国内では、原油価格の高騰や米国のサブプライムローン問題による我が国の株価の低迷 や景気減速により、相変わらず先が見えない経済状況が続いています。

雇用情勢は回復の兆しがあるものの、若年者の求人と求職のミスマッチや就業意識課題で依然として厳しい状況にあります。就業率を高めるためには、これまで以上に雇用を生み出す産業振興施策が大きな課題となっております。

このような中で、国と地方の関係について、地方分権や三位一体構造改革、市町村合併の動きが進む中、行政運営が簡素で効率的に行える行財政改革の推進が図られなければならず、地域の知恵を結集し、地域活性化に向けた創意工夫をする等、自治体独自の主体的な取り組みが重要となっております。

村政運営に当たって、私は、大宜味村長就任以来、これまで本村の抱えるさまざまな行政課題の解決に向けて全力を傾注してまいりました。その間に公有水面埋立工事が平成19

年3月に完了し、道路、水道、下水道等のインフラ整備を初め各種施設整備計画が平成19 年度からスタートいたしました。

また、本村の特産品であるシークヮーサーの生産拡大を図り、農家所得の向上に寄与する施設として特産品加工施設が平成17年度に運営開始しております。運営につきましては、 指定管理者の効率的な経営ができるよう環境整備に努めているところであります。

さらに、北部振興事業により村道安根塩屋線改築事業や村営喜如嘉住宅団地、田嘉里第2団地の建設、村内の果樹園芸農家のための農作物被害防止施設や大宜味型体験滞在・交流プログラム策定事業を導入し、村の基盤整備や農業振興、観光産業推進に一定の方向づけをしてまいりました。

しかしながら、国や県を通じた厳しい行財政の状況の中にあって、過疎対策、経済、少 子高齢化、福祉、医療、介護、雇用、教育、環境等の行政運営において多くの課題が山積 している状況であります。

私は従来にも増して村民との協働による村づくりを実行するため、村民により多くの情報を積極的に公開し、信頼関係の深化に努め、平和、公平公正な村政運営を推進してまいります。厳しい行財政環境を克服し、実効ある行財政改革を進めるために、これまで以上に力を傾注していく所存であります。

平成20年は、明治41年沖縄県及び島嶼町村制の施行から100年目の記念すべき年です。 先人たちは恵まれない地勢の中、時代の変遷に耐え抜きながら「人材を以って資源と為す」を村是として村づくりに励み、産業・経済・政治・教育・文化界などに広く多くの人材を輩出してきました。

これからも大宜味村の未来を担う若者が夢と希望を持ち、村民が等しく自信と誇りを持てるような大宜味村を築いていくために、今後とも村政運営に全力で取り組み、大宜味村第4次総合計画の基本理念である「健康長寿のいきいき輝く文化の村」の実現に向けて村政運営に当たってまいります。

平成20年度予算(案)について

平成20年度、国においては歳出予算を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であるとし、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き基本方針2006及び基本方針2007にのっとって最大限の削減を図っていく方針を掲げています。

本村では、依然、自主財源が脆弱な上、国の歳出改革の影響を受け、財政的に非常に厳

しい現実に立たされています。その現実を踏まえ、私としては、今後における行財政改革 の推進、さらにはあらゆる面での事業実施の見直しを図り、適正な財政運営に努めてまい ります。

また、歳出抑制だけでなく、本村の長年にわたり自主財源の確保に支障を来してきたホテル関連の固定資産税の流動化及び収納率の改善を図るとともに、新たな歳入財源創設を 視野に入れ、引き続き検討を重ね、歳入拡大の実現に向けた努力をしてまいります。

平成20年度予算編成に当たっては、昨年同様ゼロベース予算を基本に第4次総合計画の 実現に向けた予算編成を行ってまいりました。昨年と異なる点は、埋立事業の終了に伴い、 公有水面埋立事業特別会計の廃止、後期高齢者医療制度の施行に伴う特別会計の新設等が 挙げられます。

平成20年度予算案としては、一般会計予算案、総額29億9,600万円で、村制100周年記念 事業を初めとした事業の展開を組み込んだものの、対前年度比10.5%の減額予算となって おります。

特別会計予算案は、総額11億2,600万円となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算案は総額約5億9,000万円で、後期高齢者制度の施行に伴う特別会計の新設により前年度比6.6%の増額予算、老人保健特別会計予算案は総額約1億600万円、対前年度比82.0%の減額予算、簡易水道事業特別会計予算案は昨年に引き続き塩屋湾外海公有水面埋立地への排水施設整備事業費などによる総額約2億8,400万円、対前年度比2.0%の減額予算、公共下水道事業特別会計予算案は総額約9,600万円、昨年に引き続き塩屋湾外海公有水面埋立地における下水道整備の実施による対前年度比145.7%の大幅増額予算となり、新たな後期高齢者医療特別会計予算案は総額約4,400万円が皆増となっております。

なお、昨年度まで計上していました公有水面埋立事業特別会計は、埋立事業の完了に伴 い廃止しております。

平成20年度重点施策について

昨年度に引き続き、大宜味村第4次総合計画で掲げた「健康長寿のいきいき輝く文化の村」を基本理念に、「豊かで住みよい村づくり」、「健康ユイマールの村づくり」、「心豊かな文化の香り高い村づくり」、「安心・安全な村づくり」の4つの基本目標に沿って、平成20年度は次の施策を重点的に推進してまいります。

#### 1 行財政運営の基本施策

### (1) 村制施行100周年事業

1908年(明治41年)に沖縄県及び島嶼町村制の施行により大宜味村として出発し、今年で100年目になります。

総面積の75%が森林で、平地は極めて少なく、海岸に接する形でのそり立つ急傾斜地と、 地勢的には恵まれず、先人たちは貧困にあえぎ、想像を絶する辛苦に耐えながら、豊かな 自然とすばらしい伝統・文化や生きる知恵を残しております。村制施行後も幾多の試練を 乗り越え発展してまいりました。

今日では、自然豊かな村、伝統文化の息づく村、平和な村、長寿日本一の村、シークヮ ーサーの里など誇り高き村制を築いてきました。

そのような村の1世紀を顧み、偉大な先人たち及び現在ご壮健で活躍の先輩たちに称賛と感謝を捧げると同時に、輝かしい伝統を受け継ぎ、「健康長寿のいきいき輝く文化の村」実現のため、村制100周年事業を推進してまいります。記念式典事業、記念映像撮影事業、観光商工PR事業、水産業振興石碑建立事業を実施してまいります。

# (2) 住民サービス

価値観の多様化に伴い、行政需要も増大傾向にある反面、行革による人員削減を余儀なくされている中、効率的かつ効果的な行政運営に向け、新たな組織機構をスタートさせ、 最大限の住民サービスに努めてまいります。

電算一元化に伴い、関連事務の連携強化により各種証明の迅速な交付を行い、行政サービスの向上につなげてまいります。また、昼休み時間の住民票、印鑑証明書及び戸籍謄抄本の発行事務を引き続き実施し、村民への利便性を図ってまいります。

#### (3) 職員の資質の向上推進

大宜味村人材育成基本方針に沿って職場研修や沖縄県の自治研修所等の研修機関での法 政執務研修、技術研修等を推進し、多様な行政需要に対応できる職員の育成を図り、人事 管理と連動し、職員の資質向上に努めてまいります。

#### (4) 行財政改革の推進

膨張傾向にある行政機構を抑制するため、組織機構の見直しや総合調整機能を充実させるため課の設置条例の改正を行いましたが、今後引き続き行政改革実施計画に基づき、事務事業の見直しや職員配置の適正化及び執行体制の強化を図ってまいります。

また、システム一元化により各課の事務効率化の向上とあわせて財源の縮減が図られました。今後とも住民サービスの向上に努めてまいります。

#### 2 豊かで住みよい村づくり

#### (1) 農業の振興

農業の振興については、シークヮーサーの継続的な健全種苗育成、普及を推進してまいります。さらに、計画的な栽培面積の拡大を図るとともに栽培技術の改善を実施し、反収の向上を図ります。また、大宜味村カンキツグリーニング病防除対策本部を中心に、村民が一体となり、カンキツグリーニング病の発生源である集落地域での計画的な調査及び防除対策を行うことにより蔓延防止を図り、大生産地である山手の樹園地を中心に守っていきます。

特産品加工施設の運営につきましては、早期に指定管理者の管理運営に移行し、適正かつ効率的な運営を促進し、安定した経営条件整備に努め、農家所得向上につなげてまいります。

次に、認定農業者や中核農家等担い手農家の育成を図り、農家経営の安定と所得向上に 努めてまいります。あわせて農地の担い手の利用集積や、耕作放棄地及び遊休農地の解消 に努めてまいります。

また、農業経営の安定向上のため、生産組織や関係団体の育成に努めるとともに、有機 肥料購入に補助をし、シークヮーサーを初めとする柑橘類、サトウキビ、熱帯果樹等の安 定生産を図り、他の作物の振興についても積極的に検討してまいります。

特に北部振興事業で導入を図った被害防止施設におけるパパイヤ栽培については、栽培技術の向上と出荷体制の整備による生産拡大を図り、産地化の形成を推進してまいります。

一方、近年、イノシシやカラスからの被害が急激に増加しており、その被害防止対策を 講じるとともに、19年度に設置したカラス捕獲箱の有効な活用に努め、農作物被害の軽減 に努めてまいります。

さらに、農山漁村地域として、その魅力の発掘と活性化を図るため、グリーンツーリズムの推進や関係団体の支援・育成を図り、自然環境を生かした活力ある農業地域の形成に努めてまいります。

農業用用水施設として、田嘉里地内幹線配水管の整備を実施してまいります。

#### (2) 林業の振興

林業の振興については、継続事業の育成複層林の改良及び保育、育成単層林保育、樹高 伐、樹下植栽、松くい虫防除事業を実施してまいります。特に樹下植栽においては、村 花・村木であるシークヮーサーの苗木を植栽し、材木としての利用と、シークヮーサーを 丸ごと活用できるような森林整備に努めてまいります。

林道開設事業として、喜如嘉地内において林道整備を実施してまいります。

#### (3) 畜産業の振興

畜産業の振興については、沖縄県農業開発公社が事業実施主体となる畜産担い手育成総合整備事業を支援し、肉用牛繁殖を目的とした草地造成等の基盤整備を行い、自給飼料生産基盤に立脚した経営基盤安定畜産農家育成と地域農業の活性化に努めてまいります。

#### (4) 水産業の振興

水産業の振興については、県支出金の離島漁業再生支援事業交付金を活用した魚類の試験養殖を支援し、漁家経営の安定向上に努めてまいります。

また、村制施行100周年事業として、かつて養殖の盛んであった塩屋湾岸地域に養殖に 関する石碑を建立し、今後の漁業振興を図るシンボルとしてまいります。

#### (5) 商工業の振興

商工業の振興については、母体となる商工会を支援し、中小企業の経営安定・育成を図ってまいります。特に平成20年度に創立30周年を迎える村商工会に村制施行100周年事業の一環としてオリジナルTシャツの製造販売事業を委託したいと考えております。

大宜味村農村活性化センターの運営管理を指定管理者への移行を推進し、民間活力による施設の有効活用と村財政の負担軽減に努めてまいります。

また、引き続き村産業まつり及び焼き物、木工その他工芸等を支援し、産業の振興と地域社会の活性化の促進に努めてまいります。

#### (6) 観光の振興

観光の振興については、長寿といやしの森整備計画や大宜味型体験滞在・交流プログラムを引き続き推進し、豊かな地域資源の活用、自然環境との調和を図り、触れ合い、安らぎのある観光地づくりに努めてまいります。

大保ダム湖岸に建設が予定されておりますダム資料館を利用させていただき、本村観光 の中核拠点としての機能が発揮できるよう条件整備を図ってまいります。

さらに、農業と連携したグリーンツーリズムや環境負荷の少ないエコツーリズム、長寿 やいやし系の観光等、多様な観光形態の促進とその受け入れ体制の強化を図ってまいりま す。

今年度から観光関連事業を集中的に推進するため、機構改編による企画観光課に移行して業務を行ってまいります。

- 3 健康ユイマールの村づくり
- (1) 福祉の村づくり推進

少子高齢化の進展、核家族化に伴い、地域の連帯感が希薄化するという状況の中、村民が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、お互いに支え合う意識を持った地域社会、地域ユイマール大宜味の形成を図ってまいります。

また、村民の福祉ボランティアを支援してまいります。

(2) 安心・安全、健全をはぐくむ児童福祉の充実

少子化が進む中で、児童を取り巻く社会環境に対応し、児童の協調性や創造性を高め、 健康な体をつくるなど、次世代を担う子供たちが健やかに育つよう、家庭での養育を基本 に、家庭・保育所・地域が一体となって取り組んでまいります。

また、保育環境の整備や保育内容の充実、相談・支援体制を強化してまいります。

(3) 自立と生活の安定を促進する母子・父子福祉の充実

ひとり親家族の孤立化を防ぐため、相互交流を推進し、育児や家事などの悩みに対する 相談体制を充実するなど、生活支援を推進してまいります。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために経済的支援をしてまいります。

(4) 安心・健康・長寿の高齢者福祉の充実

高齢者が住みなれた家庭、地域において、人間としての尊厳を持ち、健康で生きがいを 持って安心して生活できるよう、介護予防や生活支援の推進を図ってまいります。

また、老人保健福祉計画、介護保険事業計画との整合性を図りつつ、高齢者福祉サービスの適正化を図ってまいります。あわせて高齢者が持つ知識・経験が生かされる場を整備・充実してまいります。

今年から開始される後期高齢者医療制度については、制度の趣旨の徹底を図り、スムーズに施行されるよう取り組むとともに、この制度の特色を生かせるよう取り組んでまいります。

(5) 予防と適正なサービスの介護保険の充実

高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように適正な介護サービスや介護予防の推進を図ってまいります。また、必要な介護サービスを受けることができるように制度の周知を図るとともに、介護不安の解消のため、介護相談体制の充実を図ってまいります。

(6) 自立と社会参加の障害者福祉の充実

障害のあるなしにかかわらず、人は住みなれた場所で、暮らしたい場所で、普通の暮ら しを営む権利を保障されなければなりません。障害のある人が地域の一員としてさまざま な社会活動が行えるよう、早期治療、各種在宅・施設サービスを充実させてまいります。

また、障害の有無にかかわらずだれもがともに生活できる社会、だれでも優しい福祉村 大宜味村を目指して、障害のある人に対する理解と協力を啓発してまいります。

#### (7) 健康長寿沖縄一を再びの保健の充実

村民一人一人が生き生きと生活できるよう、健康づくりについての知識の普及と啓発、 乳幼児から高齢者までの年代に応じた各種保健事業の充実を図り、自分の健康は自分で守 るという健康管理意識の高揚を図ってまいります。

特定健診の実施については、その目的を村民に周知を徹底し、村民の積極的な受診と行 政の特定保健指導により予防医療の充実を図ってまいります。

生活の中心に健康を、健康長寿沖縄一を再びを村民共通のテーマに、自分の健康状態の 正確な把握と日常生活において健康づくりを実践できる能力を形成し、生き生きと健康で ともに暮らせる健康長寿大宜味村を村民と協働で取り組んでまいります。

#### (8) かかりつけ医の確保

村民がいつでも安心して受診できる地域医療体制を確立するため、村立診療所、村立歯科診療所の設備の充実及び他の医療機関と連携して医療サービスの確保を図ってまいります。今年度においては、村立診療所改築計画を作成してまいります。

#### (5) 国民健康保険の充実

国民健康保険財政の健全化に向け、収納率及び加入率の向上を図るとともに、健全な保険制度活用のため、相談体制の充実を図ってまいります。また、村民の国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図ってまいります。

4 心豊かな文化の香り高い村づくり

#### (1) 学校教育の振興

小規模校、少人数学級の特性を生かし、地域と密着した学校づくりに取り組みます。 地域の人材を積極的に活用したり、4つのキーワードを学ぶ体験活動を推進するなど、 本村ならではの特性を生かした教育活動を展開してまいります。さらに、学校現場へ求め られるさまざまな教育課題へ対応するための支援体制づくりに努めます。

学習障害や発達障害などの特別な支援を要する児童・生徒らのため、支援員を配置し、 特別支援教育の充実を図ります。 教育相談員及び心の教室相談員を配置し、多様化する子供たちの心の問題へのケアにも 当たります。

外国語教育、国際理解教育については、小学校、中学校にそれぞれALT、外国語指導助手を配置し、引き続きその充実を図ってまいります。

幼稚園教育については、子供らが主体的にかかわり活動することのできる環境づくりに 努め、その一環としてALTとの活動も取り入れます。また、子育て支援のための預かり 保育も継続して実施します。

教職員の研修の充実を図るため、複式学級指導研修会や本村の歴史や文化を学ぶための 研修、小・中が連携した授業研究会、保育所、幼稚園、小学校の合同情報交換会などを開催していきます。

学力向上対策については、本村児童・生徒の課題として挙げられています基本事項の確 実な定着と考える力の育成に加え、あきらめずに最後まで粘り強く取り組む姿勢や、自分 に自信を持ち、表現力を身につけることを重点に推進してまいります。

子供たちの健康な発育と体力づくりの面からは、村学校保健委員会による虫歯予防の取り組みを充実させ、あわせて長寿を支える食育の充実を図ります。学校給食も食育推進及び食の安全の観点から、地産地消を基本として栄養のバランスのとれた安心して食することのできる給食づくりに努めます。

#### (2) 生涯学習の振興

心豊かで創造性、国際性に富む積極・進取な村民育成を目指して、生涯学習の推進体制の整備を図り、次の施策を展開してまいります。

青少年健全育成については、生きる力をはぐくむため、学校・家庭・地域社会の連携を密にし、地域活動や生活体験活動など地域教育機能を強化するとともに、わんぱく体験団活動等の自然体験・社会体験活動の充実、さらに沖縄と異なる自然や歴史・文化に触れさせることにより新しい物の見方や考え方を育て、心豊かでたくましい児童・生徒の育成を目指すため、体験の翼交流事業を推進します。

成人教育については、各種講演会や講座の充実を図るとともに、各字公民館が生涯学習 の場としての機能が強化されるよう連携を密にしてまいります。

人材育成については、「人材を以って資源と為す」という村是の実践を推進するため、 育英資金等との包括的な連携を図りつつ、人材育成基金の効果的な活用に努めます。

#### (3) 地域文化の振興

地域文化の振興については、村民の文化意識を高めるために11月を文化月間として位置づけ、おおぎみ展・しまんちゅ芸能の夕べを村民主体に開催し、村民への文化活動を支援していくとともに、演劇鑑賞等の拡大にも努めてまいります。

本村には、国指定の重要無形文化財、喜如嘉の芭蕉布や塩屋湾のウンガミ、県指定の役場旧庁舎、村指定の猪垣等、私たちの祖先が長い歴史の中で築き上げてきた文化遺産が数多く存在しております。このかけがえのない文化遺産を後世に正しく継承し、さらに新しい文化の創造・発展を図ることが現在に生きる私たちの責務であることから、これからの文化遺産の積極的な継承・発展に努めてまいります。

# (4) スポーツ・レクリエーションの充実

スポーツ・レクリエーションについては、村民の各世代にマッチした種目を取り入れ、 日常生活の中で積極的に健康づくり・体力づくりの機運を高め、健康長寿のいきいき輝く 文化の村づくりに努めてまいります。

また、塩屋湾一周トリムマラソン大会は、村内のあらゆる団体を網羅した実行委員会を 結成し、歴史ある大会をより内容の濃い大会運営にしてまいります。

体育指導員のあらゆるスポーツ行事への参画を積極的に推進し、既存の夜間照明施設や クラブハウス、学校体育施設の有効利用を促進することから、村民の健康づくり、スポー ツ活動を通じて向上していくよう努めてまいります。

平成22年度全国高校総合体育大会ボート競技の大宜味村開催に伴い、国頭村、東村、本村の3村で実行委員会が結成されるに当たり、村民の積極的な参加を促進し、辺土名高校生が競技選手として、また競技運営においても主体的に取り組むことを期待し、児童・生徒の夢と希望につながる体制づくりに努めます。

# 5 安心・安全な村づくり

#### (1) 道路の整備

埋立地内の幹線道路整備として、塩屋湾外海公有水面埋立地の村道安根塩屋線道路改築 事業の橋梁工事を実施してまいります。また、生活環境の改善及び交通安全の確保のため に押川線、海染江洲線の整備工事を実施してまいります。

水源基金助成事業により、塩屋地区集落道路整備事業として、集落道と区画整理を実施してまいります。

#### (2) 港湾の整備

港湾区域における港湾海岸整備事業、高潮対策事業等の導入を要請してまいります。

#### (3) 水道の整備

水道は、村民が健康で文化的な生活を営み、社会経済活動を支える重要な役割を果たしております。塩屋湾外海公有水面埋立地、村営団地整備計画等に伴う新規水需要の安定供給を図るために、配水池の電気系設備と上原地内の増圧施設の整備を実施してまいります。

また、既設水道設備の老朽化に伴う更新を行い、施設の効率的な運営、有収率の向上と清浄な水の供給を図るため、施設等の維持管理において一層の努力をしてまいります。

# (4) 下水道の整備

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図り、快適な住環境を創造する目的として 平成19年度に引き続き塩屋湾外海公有水面埋立地の下水道施設を整備してまいります。

#### (5) 快適な生活環境の推進

ごみ処理につきましては、村民の環境衛生意識の啓発を図ることとあわせて村民の皆様のご理解とご協力により、ごみの減量化、再利用、ごみの分別収集の徹底や各種団体の資源ごみ回収を奨励し、一層のリサイクル化の推進を図ってまいります。また、国頭地区行政事務組合との連携を密にしながら、ごみの中間処理焼却施設最終処分場の有効活用を図ってまいります。

また、し尿処理については、従来どおり名護市の施設を利用してまいります。

#### (6) 消防・防災の推進

火災予防の充実を図るため、消火栓の改修と消火ホース、ホース格納庫を年次的に整備 してまいります。

消防・救急・救助体制の充実強化を促進するため、国頭地区行政事務組合と連携強化を 深め、応急手当知識の普及・救急連絡網の構築に取り組んでまいります。

災害時における円滑な避難を促すための避難路・避難場所の表示及び防災マップの作成 等に向け検討してまいります。

交通安全対策として、交通安全施設の整備を促進するとともに、交通安全思想の普及啓 発に努めてまいります。

安全で住みよい地域社会であり続けるよう、深夜徘回防止村民大会を開催し、防犯意識 の高揚を図ってまいります。

#### (7) 地域新エネルギービジョン策定事業

人類にとって輝かしい世紀になるためには、安定的なエネルギー供給、地球温暖化等の 課題を解決しなければなりません。これらの問題を解決する一つとして、太陽・風力エネ ルギー、リサイクル型エネルギー等の研究によって新エネルギーが実用化の段階に至っています。従来の集中型エネルギーではなく、地域に密着した新エネルギーを導入推進するため、環境と調和した村づくりの方向を目指し、新エネルギービジョンを策定してまいります。

#### (8) 住宅地の整備・確保

住宅地の整備・確保については、過疎化対策の重要課題として位置づけ、村外に出た若者を呼び戻すと同時に交流人口の増大を図るため、地域活性化にとって不可欠のこととして積極的に推進してまいります。

本年度は、大宜味校区に村営団地1団地の建設と塩屋湾外海公有水面埋立地の分譲地の 区画整理事業を推進してまいります。

#### (9) 情報通信の整備

過疎対策の重要な施策展開の一環として、北部振興事業による光ファイバー導入を推進し、並行して地域イントラネット整備に全村をカバーする無線通信も視野に入れながらブロードバンド化の実現に向けた取り組みを実施し、情報産業の誘致とソーホー事業等の新産業創出を促進してまいります。

#### 施策課題について

今後の施策課題としましては、有効的な村土の利用のための埋立地の利用計画やゴルフ 場跡地利用計画、迅速な防災対策のための防災行政無線の整備、安心して受診できる地域 医療体制の確立のための村立診療所の改築整備がありますが、なお一層、課題解決に向け て取り組んでまいります。

以上、平成20年度の村政運営に当たり、私の所信表明や予算案などについて述べてまいりました。村民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

平成20年3月7日

大宜味村長 島袋義久。

ご清聴ありがとうございました。

O 議長(宮城功光) これで、平成20年度村長所信表明を終わりました。 休憩いたします。

(午前10時49分)

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

#### ◎同意第1号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題と します。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 同意第1号 教育委員会委員の任命について 大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大官味村字大兼久128番地

氏 名 前田正宏

昭和24年5月18日生

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求める。 なお、履歴書を添付してございますので、お目通しいただきたいと思います。 終わります。

○ 議長(宮城功光) これで同意第1号についての提案理由の説明を終わります。

# ◎議案第4号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第7 議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ **村長(島袋義久)** 議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日提出

#### 提案理由

大宜味村職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引き下げに伴い改正する必要があると ともに、行政改革を推進するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) では、議案第4号の補足説明いたします。

第5条第3項の期末手当の6月支給を0.1月引き上げ、12月支給を0.15月引き下げ、総計で0.05月引き下げをしています。

別表第1の費用弁償について、「県内日当」の項を削除する内容となっております。 施行期日を平成20年4月1日としています。

以上、よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第4号についての提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第5号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第8 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ **村長(島袋義久)** 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

経済情勢の変化に対応するため、各種事務事業の見直し等を行い、行財政改革を推進する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 総務課長。

#### (島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) 議案第5号について説明いたします。

別表第1の末に「全国高校総合体育大会大宜味村実行委員会委員」の段を挿入しています。

別表第2については、費用弁償の「県内日当」の項を削除する内容となっております。 施行期日を平成20年4月1日としています。

以上、よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第5号提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第6号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第9 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

大宜味村職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引き下げに伴い改正する必要があると ともに、行政改革を推進するためにこの案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) 議案第6号について補足説明いたします。

第4条第2項の期末手当の6月支給を0.1月引き上げ、12月支給を0.15月引き下げ、総計で0.05月引き下げをしています。

別表第2の旅費について、県内日当の項を削除する内容となっています。

施行期日を平成20年4月1日としています。

○ 議長(宮城功光) これで議案第6号の提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第7号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第10 議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ **村長(島袋義久)** 議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

大宜味村職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引き下げに伴い改正する必要があると ともに、行政改革を推進するためにこの案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) 議案第7号について説明いたします。

第4条第2項の期末手当を6月支給で0.1月引き上げ、12月支給で0.15月引き下げ、総計で0.05月引き下げをしています。

施行期日を平成20年4月1日としています。

○ 議長(宮城功光) これで議案第7号についての提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第8号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第11 議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日提出 大官味村長 島袋義久

#### 提案理由

経済情勢の変化に対応するため、各種事務事業の見直し等を行い、行財政改革を推進する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) 議案第8号について補足説明いたします。 別表第1の旅費について、「県内日当」の項を削除する内容となっています。 施行期日を平成20年4月1日としています。

○ 議長(宮城功光) これで議案第8号についての提案理由の説明を終わります。

## ◎議案第9号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第12 議案第9号 大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条 例の整備に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第9号 大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に 関する条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整備が必要なため、この案を提出する。 なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) 議案第9号について補足説明いたします。

第1条から第7条まで、それぞれの委員会の庶務を課設置条例の改正に伴い、課名の変 更をしています。

施行期日を平成20年4月1日としています。

以上、よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第9号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第13 議案第10号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正 する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ **村長(島袋義久)** 議案第10号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

> 平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

後期高齢者医療の葬祭費の支給額と同一にし、均衡を図るため。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 住民課長。

(神里富松住民課長 登壇)

○ 住民課長(神里富松) 議案第10号の補足説明をします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が平成19年11月27日に沖縄 県後期高齢者医療広域連合議会において可決され、平成20年4月1日から施行されること に伴い、同条例第2条に規定する葬祭費の支給額との均衡を図るためとしております。

なお、この条例は平成20年4月1日から施行し、平成20年3月31日までの死亡について は従前の例によるとしております。

O 議長(宮城功光) これで議案第10号の提案理由の説明を終わります。

# ◎議案第11号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第14 議案第11号 大宜味村学校給食センター設置条例の一

部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第11号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正す る条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日提出 大官味村長 島袋義久

#### 提案理由

学校給食センターの運営委員を見直しする必要があるため、この条例を提出する。 なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 教育総務課長。

(島田哲夫教育総務課長 登壇)

○ **教育総務課長(島田哲夫)** では、議案第11号の補足説明を行います。

学校給食センター運営委員の審議する事項を活動しやすくするために委員の改正を行う ものであります。

第7条の委員の構成を、学校長、PTA会長、学識経験者若干名、教育課長の委員に改める内容であります。

説明を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで議案第11号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第15 議案第12号 大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置 条例を廃止する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第12号 大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置条例を廃止 する条例

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日提出

#### 提案理由

大宜味村地先塩屋湾外海公有水面埋立工事が完了したので、事務の効率化を図るため、 この案を提出する。

なお、内容につきましては担当室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 企画政策調整室長。

(島袋一道企画政策調整室長 登壇)

○ 企画政策調整室長(島袋一道) 議案第12号についての補足説明をいたします。 施行期日が平成20年3月31日としております。

経過措置としまして、この条例の廃止に伴う残額等債権債務については一般会計に引き継ぐものとするとしております。

以上であります。

○ 議長(宮城功光) これで議案第12号の提案理由の説明を終わります。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議案第13号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第16 議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例を 議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成20年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

後期高齢者医療の事務については、法令及び沖縄県後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、本村において行う事務について条例で定める必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 福祉課長。

(宮城成和福祉課長 登壇)

O 福祉課長(宮城成和) それでは、議案第13号につきまして補足説明させていただき ます。

ことしの4月1日から、75歳以上を対象にしました後期高齢者医療制度が出発をいたします。この事務につきましては、県内全市町村で構成をする沖縄県後期高齢者医療広域連合が行うことになっておりますが、法律によりまして保険料の徴収事務につきましては市町村、村が行うことになっております。この徴収事務につきましては、納期等につきましては村の条例で制定する必要があるためこの案を提出しております。

この条例の主な内容につきましては、村が行う窓口事務の内容につきまして第2条に定めております。それから、普通徴収の納期について第4条に定めております。それから、第5条から第9条につきましては、督促手数料、延滞金や罰則等について定めております。それから、附則の第2条に被扶養者であった方の普通徴収の納期について定めております。

なお、附則につきまして、施行期日は平成20年4月1日を予定しております。 以上です。よろしくお願いをします。

O 議長(宮城功光) これで議案第13号の提案理由の説明を終わります。

# ◎議案第14号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第17 議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算を 議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算(第6号) 平成19年度大宜味村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,685万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,094万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することがで

きる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O **副村長(宮城重徳)** それでは、議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算 の概要をご説明したいと思います。

今回の補正予算額は1億8,685万5,000円の補正となっております。

これについて、主な款で予算書に沿ってご説明したいと思いますが、まず予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、第6款を見ていただきたいと思います。地方消費税交付金 の69万5,000円の減額となっております。

それから、7款でございますが、自動車取得税交付金の115万円の減額となっております。

それから、11款を見ていただきたいんですが、分担金及び負担金の55万円の減額となっております。これは、主に児童福祉負担金の保育料の25万2,000円による減額と、それから老人福祉施設負担金、被措置者徴収の28万6,000円の減額となっております。

それから、12款使用料及び手数料ですが、シークヮーサー加工施設運営主体使用料の267万2,000円の減額となっております。

それから、13款国庫支出金283万9,000円の増額になっておりますが、これは主に衛生費の国庫補助金の高齢者医療制度円滑化導入事業補助金の151万2,000円による増額、及び土木費国庫補助金公営住宅家賃低廉化事業補助金の138万8,000円による増額となっております。

それから、14款県支出金の143万3,000円が増額になっております。これは主に民生費補助金の障害者地域生活支援費の104万5,000円の増額となっております。

それから、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入に214万2,000円の増額になっておりますが、これは主に財産形成基金の利子の209万4,000円の増額となっております。

それから、17款繰入金の1億8,430万1,000円の増額ですが、これは主に基金繰入金の財

産形成基金取崩金2,012万円の減額はあったものの、公有水面埋立事業特別会計から2億441万3,000円による繰入金の増額で、繰入金全体としましては増額となっております。

それから、歳出のご説明をしたいと思いますが、予算書の3ページをお開きいただきた いと思います。

2 款総務費の1,330万2,000円の増額でございますが、主に総務管理費、一般管理費の中の総合行政システム導入委託金の309万8,000円の減額があったものの、共済費、市町村総合事務組合負担金の2,116万6,000円による増額で、総務費全体が増額となっております。

それから、3款民生費の557万5,000円の減額ですが、これは主に社会福祉老人保健措置費の養護措置費の237万6,000円の減額となっております。

それから、4款衛生費の1,483万2,000円の減額になっておりますが、これ主に保健衛生費、 老人保健事業費の中の老人保健特別会計の繰出金1,500万円の減額となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

12款公債費、一時借入金利子の203万7,000円の減額となっております。

続きまして、13款諸支出金の2億867万円の増額になっておりますが、これ主に中山間 ふるさと農村活性化基金積立金の266万円の減額はあったものの財産形成基金積立金の2 億1,107万8,000円による増額で、諸支出金全体額は増額となっております。

最後に、予備費に888万6,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出の説明を終わりますが、詳細につきましては委員会でまた担当課長から 説明させたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第14号の提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第15号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第18 議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会 計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)

平成19年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,749万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,965万3,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O **副村長(宮城重徳)** それでは、議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別 会計補正予算の概要内容を説明したいと思います。

補正額は2,749万8,000円の補正となっておりますが、歳入の主な概要について説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の中の医療給付費分の滞納繰越分が113万4,000円の増額となっております。

それから、4款国庫支出金1,619万6,000円の増額となっておりますが、これは主に国庫 負担金、療養給付負担金、これは現年度分ですが1,166万7,000円の増額となっております。

それから、5款療養給付費交付金、これは現年度分でございますが、711万8,000円の増額となっております。

8 款共同事業交付金の172万7,000円の増額となっておりますが、これは主に高額医療費 共同事業交付金の84万2,000円の増額となっております。

それから、10款繰入金、他会計繰入金でございますが、一般会計繰入金の中の保険基盤 安定繰入金153万6,000円が増額となっております。

それから、歳出のほうをご説明したいと思います。予算書の2ページをお開きいただきたいと思いますが、1款の総務管理費の委託料155万4,000円の増額となっております。

2 款保険給付費の中の一般被保険者療養給付費2,096万3,000円、それから退職被保険者等の給付費の724万5,000円の増額となっております。

それから、5款共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金228万7,000円の減額となっております。

9款諸支出金、償還金414万7,000円の増額となっております。

それから、10款予備費に489万5,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出の主な概要を説明しましたが、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第15号の提案理由の説明を終わります。

### ◎議案第16号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第19 議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補 正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成19年度大宜味村の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,237万2,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,615万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) それでは、議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計 補正予算の内容をご説明したいと思います。

補正額が1,237万2,000円の減額補正となっておりますが、これの主な概要をご説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの第1款でございますけれども、支払基金交付金、これは医療費支払基金交付

金の268万2,000円の増額となっております。

それから、4款の一般会計の繰入金でございますが、これ一般会計繰入金の1,500万円 の減額となっております。

歳入は以上でございます。

次に、歳出のほうのご説明したいと思います。歳出のほう、2ページ、お開きいただき たいと思います。

1款の医療諸費の1,237万2,000円の減額となっております。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろ しくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第16号についての提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第17号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第20 議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会 計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)

平成19年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) それでは、議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別 会計補正予算の内容をご説明したいと思います。 この補正予算は、歳出のみの補正となっておりまして、予算書の1ページの第1款の簡易水道総務費の減額となっております。これは、主に簡易水道一般管理費の中の需用費の 光熱費100万円の減額となっております。

予備費に162万7,000円の増額としております。

詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく お願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第17号の提案理由の説明を終わります。

## ◎議案第18号の上程、説明

〇 議長(宮城功光) 日程第21 議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正 予算(第3号)

平成19年度大宜味村の公有水面埋立事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) 議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補 正予算の内容をご説明したいと思います。

この補正も今回歳出のみの補正となっております。

第1款の埋立事業費の中の繰出金、一般会計の繰出金でございますが、これは2億441 万3,000円の増となっております。これは平成20年度より特別会計廃止に伴う余剰金の繰 出金となっております。

なお、現在の予備費はゼロとなっております。

詳細につきましては委員会で担当室長から説明させたいと思います。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第18号の提案理由の説明を終わります。

### ◎議案第19号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第22 議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算を議題 とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算

平成20年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億9,092万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に よる。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久 なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 休憩いたします。

(午前11時43分)

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時44分)

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは、議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算の概要を説明したいと思いますが、皆さんのお手元のほうに読み上げ資料をつくってお配りしておりますもの、この読み上げ資料を読んでかえたいと思っております。

予算総額は29億9,092万5,000円で、前年度予算額の33億4,218万7,000円に対しまして3億5,126万2,000円の減額で、率にしまして10.51%の減の予算となっております。

それでは、歳入について、主な款でご説明したいと思います。予算書の1ページをお開 きいただきたいと思います。

1 款村税ですが、1 億8,719万6,000円で、対前年度1,144万6,000円の増額となっておりまして、増額の主なものとして、固定資産税の増額による1,112万1,000円の増額、その他の税で微増となっております。

- 2款地方譲与税は3,000万2,000円で、対前年度6万3,000円の減額となっております。 なお、所得譲与税は税源移譲に伴い今年度より廃止項目となっております。
- 6 款地方消費税交付金は2,319万7,000円で、対前年度105万3,000円の減額となっております。
- 7 款自動車取得交付金は1,016万6,000円で、対前年度94万4,000円の減額となっております。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

- 8款地方特例交付金は183万6,000円で、対前年度183万4,000円の増額となっております。
- 9款地方交付税は12億4,900万円で、対前年度9,400万円の増額となっております。その うち普通交付税が11億9,000万円で対前年度1億円の増額、特別交付税が5,900万円で対前 年度600万円の減額となっております。

10款交通安全対策特別交付金は102万7,000円で、対前年度16万9,000円の増額となって おります。

11款分担金及び負担金は1,654万1,000円で、対前年度98万1,000円の増額となっております。

12款使用料及び手数料は3,305万円で、対前年度393万4,000円の増額となっておりまして、増額の主なものとしまして、公営住宅新築による住宅使用料等の増となっております。

13款国庫支出金は3億6,403万5,000円で、対前年度807万4,000円の減額となっておりまして、減額の主なものとしましては、土木国庫補助金、これは村道安根塩屋線の道路改築事業等でありますが、事業費の減額に伴う補助金の減となっております。

それから、14款県支出金は2億8,649万円で、対前年度1億1,083万1,000円の減額となっておりまして、減額の主なものとしまして、農林水産補助金の集落地域整備事業補助金、これは津波地区の完了に伴っております。

それから、選挙費委託金や国民健康保険基盤安定基金等の減額となっております。

予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入は1,347万円で、対前年度164万7,000円の増額で、基金利子分の増額となっております。

それから、17款繰入金は2億5,290万2,000円で、対前年度5億562万円の減額となって おります。

(発言する者あり)

O 副村長(宮城重徳) 大変失礼しました。ちょっと数字が大きかったものですから確認してきたんですが、ここに計上しておりますように対前年度5億562万7,000円の減額となっております。

なお、繰入金の充当内訳を見ていますと、財政調整基金より1億円、それから財政形成基金より1億5,000円、園芸農業活性化基金事業より150万円、人材育成基金より140万円の繰入金を計上しております。

18款繰越金は4,000万1,000円で、対前年度1,000万円の増額となっております。

19款諸収入は1億7,001万3,000円で、対前年度1,473万7,000円の増額となっておりまして、増額の主なものとしまして、新規事業の新エネルギービジョン策定事業委託金の増額となっております。

20款村債は3億1,140万円で、対前年度1億3,650万円の増額。主に道路整備事業債、村

道押川線及び海染江洲原線2路線の新規事業、公営住宅整備事業、これは根路銘団地のほ うでございますが、臨時財政対策債でございます。

以上で歳入の説明を終わりまして、続きまして歳出の説明をいたしたいと思います。予 算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

1款の議会費5,821万8,000円で、対前年度56万1,000円の増額となっております。

2款の総務費4億4,593万円で、対前年度4,711万6,000円の増額となっておりまして、 増額の主なものとしまして、村制100周年事業及び公有水面埋立事業特別会計廃止に伴い 環境監視調査業務の一般会計の移行による増額でございます。

3款民生費は4億4,890万9,000円で、対前年度1,441万9,000円の減額となっておりまして、減額の主なものとして、国民健康保険の保険基盤安定負担金の減、老人保護措置費等の減となっております。

4款衛生費は2億6,478万円で、対前年度2,380万円の増額となっておりまして、増額の 主なものとしまして、後期高齢者医療費の新設、塵芥処理費の国頭地区組合負担金で、最 終処分場の起債償還に伴う負担金の増となっております。

6 款農林水産費は3億3,636万3,000円で、対前年度1億3,547万9,000円の減額となっておりまして、減額の主なものとしましては、農林水産業補助事業の集落地域整備事業、これは津波地区の完了でございますが、特定農山村地域活動支援事業費、その他各種事業の増減により全体としては減となっております。

予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

7款商工費は605万6,000円で、対前年度73万円の減額となっております。

8款土木費は6億4,300万2,000円で、対前年度1億5,656万円の増額となっておりまして、増額の主なものとしまして、集落道路改良工事、住宅建設事業の増となっております。

9款消防費は1億2,047万5,000円で、対前年度518万9,000円の増額となっております。

10款教育費は2億6,161万円で、対前年度985万円の減額となっておりまして、減額の主なものとしましては、幼稚園費の通学バス購入の減額となっております。

11款災害復旧費は127万4,000円で、前年度同額予算を計上してございます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

12款公債費は3億5,001万7,000円で、対前年度3,331万5,000円の減額となっております。 13款諸支出金は3,111万2,000円で、対前年度3億9,602万3,000円の減額となっておりま して、減額の主なものとしましては、財産形成基金積立金及び人材育成基金積立金の減と なっております。

14款予備費は2,317万8,000円を計上してございます。

以上で歳入歳出の予算の内容を終わります。

なお、参考資料として7ページに第2表地方債を上げておりますので、ご参照いただき たいと思います。

それから、8ページから161ページにわたり事項別明細書となっておりますので、ご参照していただきたいと思います。

さらに162ページに地方債の現在高調書、そして163ページには給与明細書を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、詳細につきましては委員会等で各担当課長から説明させたいと思いますので、よ ろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第19号の提案理由の説明を終わります。 休憩いたします。

(午前11時57分)

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時06分)

#### ◎議案第20号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第23 議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会 計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算 平成20年度大宜味村の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,053万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に よる。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳)** 議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の 概要を説明したいと思います。

歳入歳出総額は5億9,053万5,000円で、対前年度3,597万8,000円の増となっておりまして、比率でいきますと6.49%の増額となっております。

それでは、歳入について、主な款でご説明したいと思いますので、予算書の1ページを お開きいただきたいと思います。

1 款国民健康保険税は8,220万7,000円で、対前年度292万5,000円の増額となっております。増額の主なものといたしましては、一般及び退職被保険者国民健康保険等の増でございます。

4款国庫支出金は2億2,439万2,000円で、対前年度189万9,000円の増額となっております。増額の主なものといたしましては、財政調整交付金の増となっております。

それから、5 款療養給付費交付金は1,114万9,000円で、対前年度2,951万1,000円の減額となっております。減額の主なものといたしましては、療養給付費交付金の減となっております。

それから、6款前期高齢者交付金は今年度新規計上で、8,046万6,000円の皆増となって おります。

それから、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

11款繰入金は4,654万4,000円で、対前年度783万1,000円の減額となっております。減額

の主なものといたしましては、一般会計繰入金減額となっております。

それから、12款繰越金は1,378万4,000円で、対前年度1,233万1,000円の減額となっております。

続きまして、歳出をご説明したいと思いますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費は496万5,000円で、対前年度305万4,000円の減額となっております。減額の主なものといたしまして、医療制度改革システム改修委託料の減でございます。

2款の保険給付費は3億7,202万7,000円で、対前年度4,162万7,000円の増額となっております。増額の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費の増額となっております。

- 3款後期高齢者納付交付金5,556万4,000円で、今年度これは新規計上となっております。
- 5 款老人保健拠出金は1,533万5,000円で、対前年度7,690万3,000円の減額となっております。
  - 6款介護納付金は3,088万7,000円で、対前年度274万円の増額となっております。
- 7款共同事業拠出金は8,961万6,000円で、対前年度222万1,000円の増額となっております。増額の主なものといたしましては、高額医療拠出金の増額であります。

それから、予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

12款に予備費1,455万4,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろし くお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第20号の提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第21号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第24 議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予 算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健別会計予算 平成20年度大宜味村の老人保健特別会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億633万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に よる。

### (一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000万円と定める。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳)** 議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算の概要 をご説明したいと思います。

予算総額は1億633万8,000円で、対前年度2億4,547万1,000円の減となった予算でございます。

歳入について、主な款でご説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいた だきたいと思います。

- 1 款支払基金交付金は5,083万2,000円で、対前年度2億4,547万1,000円の減額となっておりまして、減額の主なものといたしましては、医療費支払基金交付金の減となっております。
- 2款国庫支出金は3,362万1,000円で、対前年度1億6,226万円の減額となっておりまして、減額の主なものといたしまして、医療費国庫負担金の減でございます。
- 3款県支出金は840万5,000円で、対前年度4,056万6,000円の減額となっておりまして、減額の主なものとしましては、医療費県負担金の減でございます。
- 4 款繰入金は840万5,000円で、対前年度3,659万5,000円の減額で、一般会計用の繰入金の減額となっております。
  - 5款繰越金は500万円を計上してございます。

続きまして、歳出をご説明したいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただき たいと思います。

1款医療諸費は1億126万3,000円で、対前年度4億8,860万7,000円の減額となっており

まして、減額の主なものとしましては、医療給付費の減となっております。

5款予備費に500万2,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしくお 願いします。

訂正いたします。先ほどの予算総額のところで対前年度金額が2億4,500となっていた ものを訂正しまして、4億8,452万2,000円の減額ということで訂正したいと思います。

それから、2ページの第1款の医療費、対前年度4億8,886万7,000円に訂正したいと思います。

失礼しました。

○ 議長(宮城功光) これで議案第21号の提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第22号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第25 議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会 計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,408万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に よる。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 1億4,100万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金

額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) 議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の 概要の内容をご説明したいと思います。

予算総額は2億8,408万3,000円で、対前年度581万6,000円の減となっておりまして、比率としまして2%の減となった予算でございます。

歳入について、主な款でご説明したいと思いますので、1ページをお開きいただきたい と思います。

- 2款国庫支出金は9,400万円で、対前年度800万円の減額となっておりまして、減額の主なものといたしましては、水道施設補助金の減となっております。
- 4款繰入金は一般会計用の繰入金6,766万2,000円で、対前年度16万2,000円の増額となっております。
  - 5 款繰越金は242万円で、対前年度51万5,000円の増でございます。
- 7款村債は5,230万円で、対前年度130万円の増で、これは水道事業債の増でございます。 続きまして、歳出の説明をしたいと思いますので、2ページをお開きいただきたいと思 います。
- 1 款簡易水道総務費5,657万5,000円で、対前年度393万7,000円の減額となっておりまして、減額の主なものといたしまして、漏水調査委託料及び単独事業工事費の減となっているものでございます。
- 2款簡易水道事業費は1億4,640万円で、対前年度670万4,000円の減額となっておりまして、減額の主なものといたしましては、水道施設整備事業による減額でございます。
  - 3款公債費は8,060万8,000円で、対前年度482万5,000円の増額でございます。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第22号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第26 議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別 会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,596万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に よる。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,516万8,000円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当に係る予算額に過不足を生じた場合における同一 款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) 議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算

の概要についてご説明したいと思います。

予算総額は9,596万4,000円で、対前年度5,686万円の増となっておりまして、比率といたしましては145.44%の増となった予算でございます。

歳入について、主な款でご説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいた だきたいと思います。

1 款国庫支出金は4,500万円で、対前年度2,400万円の増で、公共下水道事業補助金の増 となっております。

5款の村債は5,010万円で、対前年度3,250万円の増で、公共下水道事業債でございます。 続きまして、歳出の説明をやりたいと思いますので、2ページをお開きいただきたいと 思います。

1 款の公共下水道事業費は9,516万8,000円で、対前年度5,644万1,000円の増で、主に公共下水道事業費の増となっております。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろ しくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第23号の提案理由の説明を終わります。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第24号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第27 議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別 会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 平成20年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,432万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に よる。

> 平成20年3月7日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳**) 議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算 の概要をご説明したいと思います。

法律改正に伴う新規計上となっておりまして、予算総額は4,432万5,000円となった予算でございます。

歳入について、主な款でご説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいた だきたいと思います。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、2,400万2,000円の計上となっております。主に特別 徴収保険料によるものでございます。

4 款繰入金は2,031万2,000円を計上しておりまして、一般会計から繰り入れしており、 保険基金安定基金繰入金として計上しております。

続きまして、歳出をご説明したいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただき たいと思います。

- 2款後期高齢者医療広域連合納付金として4,431万1,000円を計上しております。
- 3款の予備費に1万円を計上してございます。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろし くお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第24号の提案理由の説明を終わります。

#### ◎散会の宣告

○ 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後12時30分)

# 平成20年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成20年3月10日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成20年3月10日 午前10時00分) 散 会 (平成20年3月10日 午前11時59分)

- 2. 出席議員(10名)
  - 1番議員 大 城 佐 一
     6番議員 宮 城 武

     2番議員 新 城 一 智
     7番議員 具志堅 朝 秀

     3番議員 友 寄 景 光
     8番議員 平 良 英 勝

     4番議員 東 武 久
     9番議員 平 良 嗣 男

     5番議員 金 城 勇
     10番議員 宮 城 功 光
- 3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長島袋義久 経済課長 友 寄 景 善 シークワーサー 農業委員会 宮 城 威 山 城 均 振興室長 長 会 建設課長新里政 副村長宮城重徳 雄 企画政策 総務課長島袋幸俊 島 袋一 道 調整室長 企画財政 城 寛 会計課長 山 城 清 安 長 住民課長 神 里 富 松 教育長平良 宏 教育総務 福祉課長宮城成和 島田哲夫 

 農業委員会
 選挙管理

 事務局長
 友 寄 景 善 委 員 会 島 袋 幸 俊 書 記 長

監査委員 事務局長 前 田 孝

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。事務局長前田 孝 主 事 真喜志 亮

6. 議事日程(第2号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		一般質問	
2	議 第25号	大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例	提案説明 付託省略

#### ◎開議の宣告

○ 議長(宮城功光) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○ 議長(宮城功光) 日程第1 一般質問を行います。

◇ 新 城 一 智 議員

○ 議長(宮城功光) 通告順により発言を許します。 村の営業マンとしての使命について、2番 新城一智議員。

**○ 2番(新城一智)** では、3月定例会ということで、新年度に向けていろいろこれから審議も始まるところでありますけれども、きょうは一般質問という形で、村長に対して、村の営業マンとしての使命についてということで質問させていただきます。

最近では、宮崎県の東国原知事が全国に宮崎県をアピールし、農産物あるいは観光、いろいろなものを売り込んでいるのは、もう皆さんご承知のとおりだと思いますが、今、国はやる気のある、頑張る地方を応援するということでサポートすべく方針を出しています。そこで、村長は大宜味村の実質営業マンといいますか、首長、トップとしてどのような使命を持っているのか、また使命があると考えているのかお伺いします。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) それでは、ただいま新城一智議員の営業マンとしての使命についてのご質問にお答えいたします。

これまでやんばるの産業まつりの市町村紹介のブースの店頭での特産品の紹介などをしておりますが、大宜味村の特産品に対するお客さんからの評判はよく、好評でありました。 県庁での新商品のアピール会見や村の産業まつりで各テナント出店者の激励、牛乳豆腐などの新商品開発発表会のモニタリングへの参加、激励で、特産品づくりを応援したり、マスコミへの紹介をしております。今後とも、大宜味村を売り込んでいきたいと思っております。

また、大宜味村の魅力の4つの資源についてちょっと触れておきたいと思います。

4つのキーワードと関連づけた商品開発を奨励し、その他の産品と差別化し、その優位性をアピールすること、4つのキーワードを生かした人づくり、物づくりをすることが村長の大きな使命であると思っております。

長寿の里の魅力は、身近にとれる在来の黄緑色野菜や近海でとれる魚や貝類、多くの健康食品が豊富にあることであります。明るく元気で生き生きと頑張っている高齢者の姿を見ると、人生の充実感、人との触れ合いの喜びが湧き上がってきます。村内の集落では、ユイマールで協働、連帯の意識が受け継がれ、伝統的な地域行事が途切れることなく行われております。

シークヮーサーの里の魅力は、甘酸っぱく独特の風味は広く好まれ、シークヮーサーに 含まれるノビレチンは健康成分として有名であります。シークヮーサー入りの食品は、ど こでも大人気であります。

芭蕉布の里の魅力は、豊かな自然の中で情熱と努力の大宜味の村民性がはぐくんだ南国の優れた織物として、全国的に高く評価しております。

ぶながやの里の魅力は、文化や人々の心の豊かさをあらわすなど、また平和を願うことをあらわすなど、世界遺産に匹敵するやんばるの森を守る礎でもあります。

4つのキーワードのほかに、大宜味村の魅力は枚挙にいとまがないことはご存じのとおりでありますが、多くの村民が大宜味村にある身近な魅力、誇りを見つめ直して、広くアピールするための商品を開発して売り出していく大宜味村ブランドづくりをともどもにやっていくことを、大宜味村の地域づくりの最大の関心事として取り組んでいくのが私の大きな使命だと思っております。大宜味村ブランドを売り込むため、全国的なトップセールスを展開してまいりたいと思います。

農林水産業の振興を柱に、地域振興のために経済に結びついた特産品を生み出して、あらゆる国・県の支援を導入し、IT関連の手段等も使いながら広報活動をしてまいります。 以上であります。

- 議長(宮城功光) 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 村長のほうから、今質問に対しての答弁がありましたけれども、 産業まつり等でテレビに映って、いろいろ大宜味村のブースを紹介されているということ は承知しております。余りセールスに没頭し過ぎて、何か呼び出しも食らったということ は聞いておりますけれども。今後、やっぱり物を売るだけじゃなくて、もう先ほども答弁 の最後のほうに、国とか県とかの支援を得ていろいろなものを生み出していくということ

がありましたけれども、物だけじゃなくて、今、自主財源が欲しい中で、公共工事というかインフラ整備もですね、村ができない部分のこともやっぱりあると思うんです。県ができる部分と国ができる部分と分けて考えた場合に、果たして大宜味村にそういうことがないだろうかということを、もしあるとするならば、積極的にそういうものを国・県にアピールして、そういう事業をとってくるということも1つの営業マンとしての大事な役割だと思うんですけれども、そういう活動というか、そういうことに対してはこれまでやられたことはあるかどうか、お聞きしたいと思います。

- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいまの一智議員の、いわゆる物というか、人のほうも、それから今実際に大宜味村で行われている活動なども含めて、全国的に大宜味村を売り出すという、そのほかに今ご指摘のありますような産業あるいは企業に関する要請等を含めて、これまでいろいろ工事関係等も含めて要請活動はやっております。これをさらに進めて、今、さらに分析をしながら何が今できるのかということも含めまして、これからさらに県、国と総合事務局を中心にしながら話を進めていきたい、要請活動を展開していきたいということは常々思っております。
- O 議長(宮城功光) 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 小さなことのようであっても、日ごろの積み重ねの売り込みというか営業というのは、非常に大きな力になってくると思います。今、建設業者界も結構みんな悲鳴が上がっているというのは承知のとおりだと思いますが、その中に働いている従業員の方々も、私たちの周りにいっぱいいて、仕事があしたはないとか、そういうこともあります。農業でもそうでしょうし、いろいろな分野でそういうのが今起きているのが現実だと思います。

例えば友善のホテルが今後再開されるという見通しが今ある中で、例えば工事の改修とか、そういう周辺の整備だとか、そういうのがやっぱり民間として工事が入ってくると思うものですから、そういうのも村も積極的に、あっせんというわけではない、アピールして村の業者を使ってくれとか、こういう野菜を使ってくれとか、そういうアピールは常にやっぱりそういう意識を持った活動をぜひやってもらいたいと思いますけれども。

まだ、たくさんあると思います、河口閉塞する河川とか、過去にアザカの砂防ダムですか、それが事業手前まで来たという事実もあるようで、そういう掘り起こしというか、そういうのができないのか。アザカ川、特に平南川は赤土が流れると、もう見た目もすぐ映

像に放映されたりして、非常に大宜味村としても、大宜味村平南川と出るわけですから、 そういう意味での過去にそういう砂防、農業用水と砂防と兼ねたダムということだったら しいんですけれども、そういうのがもしいろいろ、できないということは計画が上った以 上、全くできなくなったという可能性はないと思うんです。そういうのをひとつまた一つ 一つ掘り起こして、ぜひ国・県を動かして、いろいろな事業、平南川だけじゃなくて、河 口閉塞いっぱい問題がありますけれども、そういうのに全力を投じていろいろな活動をし ていただきたいと思いますけれども、最後にもう一度強い決意をお願いいたします。

- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいまご指摘のように、いろいろ掘り起こさなければいけないということも含めて、今内部でもいろいろ話をしたりしています。幾つか、例えば饒波川の改善だとかということ、あるいは田嘉里川の魚道の話だとかということも含めて、今調整、要請を続けているところで、今、饒波川それぞれもう実施段階に来ているということがございまして、いろいろそういうことを掘り起こしながら、村に何があるかということを、それからさらに各部署を中心にしながら検討を進めていきたいと、そういう決意はいつも持っておりますので、ご指摘のようなことはしっかり受けとめていきたいと思います。
- O 議長(宮城功光) これで、村の営業マンとしての使命についての質問を終わります。 次に、大宜味村農産物加工施設明け渡し裁判について、2番 新城一智議員。
- **O 2番(新城一智)** それでは、次に、今心配もされています加工施設の明け渡しの裁判についてお伺いしたいと思います。

過去、議員連絡会議等でもいろいろ経過の説明がありましたけれども、今回たまたま経緯についてはなかったということもありまして、現在の状況はどうなっているのか説明していただきたいということと、新聞報道等などで和解などとの金額も出された報道等がなされているんですけれども、それは事実関係について本当なのか、その辺についてお伺いします。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

**〇 村長(島袋義久)** ただいま新城一智議員の一連の裁判についてでございますが、これはできるだけこれまでもその経過等について触れて、説明を幾らかやっているところでございますけれども、今のご質問について改めてお答えをいたします。

2点まとめて続けてまいりたいと思いますが、1点目の現在の状況についてでございま

すけれども、平成19年8月21日に訴えの提起について村議会の議決を得ております。9月5日、那覇地方裁判所名護支部へ、契約期間の満了に伴う明け渡しと加工施設に対する所有権の侵害による賠償請求の提訴を行っており、平成20年2月1日の公判まで4回行ってきております。

第1回公判において被告側から提出された答弁書及び証拠書類等の確認が行われ、第2回公判に原告から提出しました準備書面の確認、第3回公判に被告側から提出されました準備書面の確認、第4回におきまして原告から準備書面を提出しました。4回とも、書面の確認となっております。原告側より5回公判に向け準備書面の提出を行い、今後の公判の審議を継続していく予定であります。

なお、これまでの公判は原告側の契約の満了による施設の明け渡し要求に対し、被告側は継続的契約を主張し、明け渡しを拒否している状況であります。

2点目の新聞報道等の和解関係についてですが、新聞報道等で和解との報道がなされているということについてでございますけれども、第4回公判におきまして、被告側より和解の参考資料の説明を受けたことによりますが、和解は訴訟遂行の方針に含まれておらず、議会の承認が必要であり、村としてはあくまで審議を尽くし、裁判による解決を優先することを基本としております。

第2回公判におきまして、被告代理人より基本的に話し合いで解決したいとの要望があり、裁判官より早期解決方法としての検討を確認されましたが、村としてはあくまでも審議を尽くし、裁判による解決を優先することを述べてきました。第3回公判におきましても同じ要望があり、裁判官の早期の解決を望むなら同じテーブルに着いて話し合うことも検討する必要があるのではないかとの仲裁があり、基本的には法廷の場で審議を尽くすことであるが、裁判を予定どおり進めながら、裁判所の仲裁をもって被告側の意思確認のため必要との判断を行いました。

第4回公判に向け、被告側より和解の参考資料として、引っ越し費用明細表及び機械類の移設、取り外しの設置費用の提出がありました。公判において、書類内容の説明が行われましたが、書類の不備等もあり、再度提示したい要望があり閉廷となりました。

和解で裁判を終わらせることは訴訟遂行の方針に含まれておらず、議会の承認が必要であります。先ほど述べたことは、あくまでも和解することを前提としたものではなく、和解するに値するかを検討するための材料を得るという基本姿勢で挑んでいるところであります。

以上です。

- 〇 議長(宮城功光) 新城一智議員。
- 2番 (新城一智) 今、いろいろ説明を受けまして、私も実はこの訴えの提起、また指定管理も含めて、所管の委員の長として非常に心配して見ているところなんですが、過去、1回目はちょっと行けなかったんですが、2回、3回、4回目と出席を、傍聴してまいりました。4回目は、傍聴ということじゃなくて、中で話し合うということで一般傍聴人は入れなかったんですが、これは素人の見解なんですけれども、裁判所として、例えば村が絶対的に有利だと判断すると、やっぱりそれなりのスピードが出てくると思うんですけれども、村にも何らかの、責任まではないと思うんですけれども、契約上の不履行ですので、ないと思うんですけれども、何かそこで詰まるところがあるんじゃないかということでそういうあっせん的な案を出してきたんじゃないかと感じるところなんですけれども、その辺は本当に全く心配はないのか。

それと、もう2点ちょっと確認しておきたいと思います。傍聴に行って、非常に不自然だなと感じたのが、第2回目、これはシークヮーサー振興室長とあと係の人のみで、村長はもちろん来れない、副村長も見えてなくて、2回目、副村長は来ておりまして、経済課長とシークヮーサー振興室長とあと担当の者。法廷に入ったのが、副村長は傍聴席だったんです。原告である、言えば大宜味村の担当だけで法廷で本当に審議できるのか、この辺が不思議なところです。

もう一つ、4回目、これは大事な話し合いだと思うんです。そこにも担当だけが来ているということ、この辺ちょっと僕は不思議でなりませんので、その辺理解できるように説明をお願いします。

- 議長(宮城功光) 副村長。
- 副村長(宮城重徳) それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

第1点目の村の何らかの詰まっているところはないのかというようなことでございますけれども、この点は、裁判官が和解のあっせんしたというところは、あくまでも早期に、我々が提起している点の早期に解決したいのであればということでございまして、ご存じのように裁判は、私たちは当然にこれはもう勝つ前提で作業を進めております。それで、係争中でございますので、それについては当然村民の意向として、農業振興の立場から、行政の制度の立場から、制度を推進していく立場から、絶えず早期早期ということは言っております。

ただ、通常の裁判となりますと、今言ったように、この4回でも書面の確認が主で、言論の論争はまだしておりません。そうすると、書面確認した上から、次、じゃ改めて提訴あるいは反論ということになっていきますとあと数カ月は、通常の裁判の流れでありますと数カ月はかかるというのは、これはもう裁判にかかわる者は常識となっておりまして、だから裁判官も早目ということで、村民のための早目ということであればということでありまして、決して村に弱みがあるということではございません。

それから、これまで裁判の参画において、裁判席のほうに、弁護士のほうに着く職員はこれは制限されてきます。これは、指定代理ということで、どの裁判でも村長はこれこれの職員を代理として指定しますよということで、大宜味村として職員に対して3名の職員に一応指定してございます。この法廷内には、この指定された職員だけが入ることができます。そういう意味で、決して村長、副村長が参画していないということではなくして、結果を報告を受けながら今後の対策はどうするかというようなことは絶えずとっております。

前回の第4回のときも、打ち合わせの中で、当然今、書面の段取りだけですので、恐ら く裁判官から向こうの被告側の弁護士から強い要望があって、話し合いを持っていきたい ということを受けて、恐らくあっせん、和解というような中での、これは和解というテー ブルは言っておりません。弁論準備があるだろうということの話し合いであればというよ うなことがありましたので、弁護士と打ち合わせて、恐らく前々からこういうことをやっ てほしい、こういうことをやってほしいというようなことがありましたので、これは例え ば和解の条件等については即決できるものはございません、できることできません。そう いうことで、そういうふうな条件的な提示のものがなされるだろうというようなことが最 初から予定されておりましたので、当日は指定された職員しか入れないということとあわ せて弁護士と職員の数名で参画したと。それで、村長、副村長は傍聴を当初からしないで、 結果を聞いてくださいというような弁護士との打ち合わせの結果、当日はそういうことで。 といいますのも、恐らく条件闘争の話になってくるだろうと。そうなりますと、当初から 意思決定するような方向にいくと村益が損なわれる可能性があると。持ち帰って、内部で 検討して、また議員の皆さんとも相談すべきものなので、その場については慎重に弁護士 と方向性を相談する形で、当日は一応傍聴も欠席と、担当の指定職員だけで参加していく というような、今はこういう慎重な段階に来ております。

そういうことで、裁判係争中ですので、やはり一番第一義的なものはもう村益をどう守

るかというところに、有利に働く方向を皆さんと相談しながらやる必要がありますので、 逐一、詳細を皆さんに報告できない状況もございますということだけはご了解いただきた いと思っております。

以上でございます。

- O 議長(宮城功光) 2番 新城一智議員。
- 2番 (新城一智) やっぱり大事な裁判でありますから、極力担当に任すというのも、出て行くところはやっぱりトップを含めて副村長あたりが先頭になって、本当に加工施設を明け渡してもらうんだぞと相手側にやっぱり訴える意味でもぜひ必要なアピールだと思うんです。担当事務レベルですので、持ち帰ってまた決裁を受けるという形ですので、それは話し合いの中でやっぱりトップがいるということと、いないということでは全く違うと思うんです。相手側は社長みずから来ているわけですから、そこではトップ同士の話ができるということで、解決もスムーズになってくるんじゃないかなという、弁護士同士の話し合いが重要だということでありますけれども、今後はやっぱり本当にどれだけの重みというか、使命感を持って本当にこの問題に向かっていくかが大事と思いますので、村長のほうから一言もらって、終わります。
- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいま、新城一智議員のご指摘、そしてご心配は我々も同じような考えであります。非常に、農業振興あるいは村の利益といいますか、それを守るためにもこれは非常に重要な位置づけをしております。その裁判の経緯を見ているところでございます。それで、さきに副村長からありましたように、法廷の席に入れるのは指定されたということで、そういう人しかそこには席が、ただ、我々のときは傍聴席ということになりますが、そういうことについては、極力我々としても、代理として副村長がいつも出席を傍聴席で見守っているというか、傍聴席でしっかり裁判を詰めているところでございます。

今、一智議員がご心配のように、お互い、より早目にこれが解決して戻ってくるということの願いはありますので、それはまた今は係争中ということになって細かい話はまだこれから出てくるかと思いますが、なかなか報告できない部分も出てくるかもしれませんので、できるだけ逐一裁判の経過というか、そういうことの状況の報告できるものについては報告をしていきたいというふうに思います。

○ 議長(宮城功光) これで新城一智議員の質問を終わります。

### ◇ 平 良 嗣 男 議員

- O 議長(宮城功光) 次に、喜如嘉川と周辺地域の環境整備について、9番 平良嗣男 議員。
- 9番(平良嗣男) それでは、一般質問をさせてもらいたいと思います。

喜如嘉川と周辺地域の環境整備についてお願いをしたいと思います。

かつての喜如嘉川は、流れは清く、水量豊富で、地域住民の水源として住民の暮らしと 密着しながら、人、水、自然と平和な桃源郷を醸していた。さらに、川の両岸は土堤があり、ユーナの木やアダン、ホテイチク、サガリバナ、クロヨナ等が繁茂して水害に備えて いましたが、しかしながら、洪水時にはたびたび土堤は決壊し、濁流となり、土石流はターブクの農作物を流し、田畑を埋め、地域住民は甚大な被害をこうむっていました。この ような経過から、昭和48年以降に行われました喜如嘉ターブクの河川の改修は、コンクリートの3面張り排水路として土地改良事業により整備されて、現在に至っております。

近年、国民の意識が物の豊かさから心の豊かさへと変化しつつあります。よって、農村 地域が潤いと安らぎの空間としても期待され、自然環境の保全や良好な景観の形成、文化 の伝承等など、農村の持つ多目的機能に対する期待が高まっています。

このような社会情勢の変化と相まって、今日では喜如嘉ターブク一帯は野鳥の観察の場、 またはオクラレルカの開花時には多くの観光客が花見や散策に訪れるなど、にぎわいを見 せていることは、地域にとって大変喜ばしいことであります。

今後、若者の定住とさらなる地域の活性化を図るためには、ありし日の喜如嘉川の再現とターブク周辺の環境整備を地域住民は強く望んでいるところであります。そのためには、現在のコンクリート3面張り水路から、景観、生態系の保全、親水などに配慮し、原風景に近い水路の整備や遊歩道、東屋等の整備とあわせて、ターブクー帯の環境整備に取り組む必要があると考えるが、村当局の意向をお伺いをいたしたいと思います。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

〇 村長(島袋義久) ただいまの平良嗣男議員のご質問にお答えをいたします。

喜如嘉川と周辺地域の環境整備についてでございますが、当該地域は、平良嗣男議員ご 指摘のように、あるいはご案内のとおり、昭和48年度から昭和53年度にかけまして喜如嘉 土地改良区が事業主体となり、団体圃場整備事業により農地及び周辺地域を一体的に整備 してまいりました。換地による農地の区画整理及び集団化、農道、河川、排水路等の整備により農作業の効率化や生産性の向上が図られ、事業の目的に沿いながら維持管理が行われてきているところであります。

しかし、近年高齢化や過疎化の進行による後継者不足などにより、遊休農地や耕地放棄 地が目立つようになり、その対策が今課題となっております。一方、国民の生活様式やラ イフスタイルの変化により農村地域が見直され、農業生産だけでなく、潤いや安らぎを求 めるなど、農村地域の持つ多面的な機能が見直され、国民の要望や期待も増大してきてお ります。

そのような中において、喜如嘉土地改良地区におきましても、田園風景の持つ独特な景観と地域住民の努力により新たな事業展開も芽生え、当該地域が脚光を浴び、注目されるようになりましたことにつきましては、ご指摘のとおり私たちもこういう認識をしているところでございます。

村といたしましても、今後、平良嗣男議員が提案しております、あるいは提起しておりますように、土地改良事業の導入目的と整合性を検討しながら、新たな事業に対するメリット・デメリットを含め、地域住民の合意形成に基づき、農村地域の持つ多面的な機能が最大限発揮され、地域の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

- 〇 議長(宮城功光) 9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) 現在、喜如嘉小学校がその地域にあるわけですけれども、喜如嘉小学校では総合学習、またや理科の学習などが各学校にはございますが、その学習を行うに当たって、今、目の前にある喜如嘉川がおりるような場所もない、そして、物も少ないというような状況の中から、今、田嘉里川まで行って学習の場として田嘉里川を利用して行っているということを校長先生からお伺いをしているところでございます。そのような状況の川を、この3面張りの川を石積みの水路に変更するなどして、昔おった、今でも現在もおるわけですけれども、エビやコイ、フナ、トウギョ、カエルと、セイとかタナガ、ゲンゴロウ、ミズマシ、トウナージャなどが生息するような、自然環境に優しい石積み等の川のあり方などが必要ではないかというふうに思うわけであります。

また、事業をとるにしても、先ほど村長からありましたように、地域からのいろいろな要望等がないといけませんが、事業を入れるとすれば、地域のどのようなことをしてほしいかということによって事業の選択というのは決まるものだと思っておりますが、私が調査した中でちょっと申しますと、金武町の並里地区では美しい物づくり総合整備事業で事

業を行おうとしております。また、金武町でも事業負担等は国が75%、県が12.5%、市町村が12.5%であります。また、お互い近くにある真喜屋地区で現在行われいる事業が地域用水整備事業ということで、総事業費の3分の2が国で、県が3分の0.4、市町村が3分の0.6の事業で行っております。事業と水とのかかわりや水の大切さの学習をするような場、または農業用水水路などの整備が行われているところであります。

今日、日本全国で3面張りから自然環境に優しい環境のやり方ですか、そういうものが 今あちらこちらで行われているところであろうというふうに思っておりますが、村当局も いま一度、村長からもありましたけれども、見直す必要があるんだろうと私は思っており ます。

また、川と海との関連で、今、喜如嘉のほうでは河口閉塞が、もちろん川のあるところは大体みんな大宜味村はあるんですが、河口閉塞もあわせて考えてはと思うんですが、管轄は県のほうでありますし、しかし、普通河川というのは我が村のこれは管理であります。そういうことで、双方がその河口閉塞等の解消をする中においても、管理している村と県との話し合いの中で、河口閉塞等もあわせて考える必要があるんじゃないかというふうに思っております。

また、ここの事業をもし行うとすると、どのような事業でやるかわかりませんが、行うとすると、今現在農家が取水が大変難しいというようなことを農家から聞いております。 そこで、いろいろな事業はメニューがありますので、そういう中から選んでいく中において、ターブクに取水する事業等もありますし、今私が考えているものではいろいろな事業ができますので、そういうものから喜如嘉農家の還元できるような、農家が取水し、そしてなお農業所得が上がれるような環境整備も必要だろうというふうに思っておるわけであります。

そこで、いま一度、村長にその件についてお伺いをいたしたいと思っております。

- 議長(宮城功光) 経済課長。
- 経済課長(友寄景善) ただいまのご質問にお答えします。

喜如嘉川の親水性の件ですが、今、喜如嘉小学校が目の前にある川を使えなくて、田嘉 里川を利用しているということについてですが、ご存じのように、喜如嘉の川は川幅が狭 くて、両岸を農道が走っております。親水性を高めるために、おりやすくするとか、階段 を設けるとか、スロープを設けてやると、農道の部分と農地の部分がかなりとられてつぶ れるんではないかというような状況もございまして、実態は非常に厳しいかなという認識 はしております。

そういう状況の中で、大事に思いますのは、地域住民が総意合意のもとで、この川をどのようにしてほしいというふうな地域住民の合意があれば、村としても検討してまいりたいというふうに思っております。

そして、取水の件についてですが、現在は川にブロックを置いて、そこをせきとめて取水しているというふうな状況がありますけれども、この取水するところも川幅が狭くて、実際は転落防止のためにガードレールが張られているような状況もありまして、水をとりやすくするためにガードレールをやったり、あるいはくぼみをつくるとか、そういうことになるとまたいろいろな問題が出てくることも予想されますので、その辺については区民の方の本当に合意、これが必要だろうというふうに考えております。

そして、河川の石積みの問題、そこら辺についても現況はみんな3面張りなんですが、 川底をコンクリートを取っ払って自然の形にするというふうなことになれば、当然そこに は雑草とか雑木、そこら辺に繁茂して、景観上また非常に問題点になるだろうと、そうい う場合にはまた区民の方の清掃作業とか、新たな負担も出てきますので、そこら辺も十分 議論して話し合って、そこら辺の総意が得られた場合に、村としても検討していきたいと いうふうに考えております。

それから、事業についてなんですが、いろいろな提示がありましたけれども、村の財政 状況等も比べながらどのような事業ができるのか、近隣市町村の事業も参考にしながら検 討していきたいし、今、田嘉里地区のほうで農地・水・農村環境向上活動支援事業という のがありますが、この事業でもっても周辺の景観整備、排水路の整備、土手の整備とか植 林とか、そういうこともできますので、そこら辺も含めて、この事業にも対応できないか というふうなことを検討させていただきたいというふうに思います。

それから、河口閉塞についてなんですが、それについて河口と中流、上流一帯を含めて、河口だけ整備しても、中流、上流のほうがまたふぐあいが悪いといけませんので、そこら辺は一体的に中流、河口を含めて、これはまた地域住民の合意に基づいて、村としても検討させていただきたいと思います。

以上です。

- 〇 議長(宮城功光) 9番 平良嗣男議員。
- **〇 9番(平良嗣男)** 大変ご苦労さんです。

先ほど私が申し上げたように、地域がどのようなことを望んでやるかということにおい

て、いろいろなことが出てくるわけです。事業の選択ももちろんそうですが、これから地域の皆さん方はそういうふうな改修をやってほしいという声が大きいわけですから、今後は学校やまたは喜如嘉区民から要請等も来るでしょう。そういうような中で、村としても十分なる地域との相談をしながら、河川のあり方、また地域環境の周辺の整備のあり方など検討しながら今後行っていただきたいというふうに、希望いたします。ひとつ今後とも、その地域が潤いがあるような地域になるように、村としても大変厳しい財政の中ではあるんですが、今後考えてもらいたいというふうに希望を申し上げ、一般質問を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで平良嗣男議員の質問を終わります。

### ◇ 金 城 勇 議員

- 議長(宮城功光) 次に、外掘田川、石保川の改修について、金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) 先ほどの平良嗣男議員の話のかかわりもありますけれども、外掘 田川、石保川の改修について。外掘田川というのは謝名城のほうから流れてくる川で、石 保川というのは七滝のほうから流れる川ですけれども、実は平良嗣男議員が一般質問をや るということで、喜如嘉区でも話し合いがなされて、そのときにいろいろな意見が出たも んですから、私も追加する感じでやっております。

では、現在、企業局が取水しているが、年間どれくらいの水の量をとっているのか、また、取水するのはいつまでの予定なのか。

外掘田川にかかる宇茂田川橋、歩道ですけれども、その耐用年数はいつまでなのか、また、大分さびをしてペンキもはがれておりますけれども、その修理する予定はあるのか、また、かけかえの予定などはあるのか。

それから、石保川の橋の柱というか、橋の下に2つの橋がありますけれども、2本の柱があるんですけれども、増水したときにそこに流木等が引っかかって、逆に田んぼや生活の排水に逆流していくというのがありますので、その橋を改修するのが望ましいと思うんですが、その対処をどうするのか。

それから、先ほど嗣男議員も言っていましたが、この3面張りの改修を住民が望んでいるわけです。これは、以前にも国土計画等で図面を張って、地域でも話し合われて、ぜひ直してほしいと、そういう合意は得られていたと思うんですけれども、その後の返事というんですか、それがなくて、区のほうでもあの計画はどうなったんだと、そういうふうな疑問が聞かれています。その川は、やっぱり農家にとって取水している大事な川でありま

すが、改修する前提だったらですけれども、農家が取水することに支障がないようにその 環境整備が必要だと思います。

これらいろいろな住民が望んでいることがあるわけですけれども、川全体、田んぼも含めて、道も含めて、全体的に整備改修する事業がないのか、それを行うことができないか、 そこら辺を伺いたいと思います。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) それでは、ただいまの金城 勇議員の外掘田川あるいは石保川等 の改修等についてお答えをいたします。

まず、企業局が取水している年間水量と取水がいつまでの予定かということについてでございますけれども、関係機関に照合いたしましたところ、外掘田川からの取水は平成18年度は82万6,800トンで、取水期間は水利権設定期間内ということでございます。

次に、宇茂田川橋の耐用年数と修理の予定についてのことでございますけれども、鉄骨造りの橋の耐用年数は45年というふうになっておりまして、当該橋が完成したのが1986年3月でありますので、現在22年が経過しているというところでございまして、あと23年期間としては残っております。2031年3月までの耐用年数というふうになるわけでございます。修理につきましては、その都度必要と認められた場合に行いたいというふうに思いますが、危険度も含めながらそれは考えていきたいというふうに思っております。

次に、石保川の橋の改修のことでございますが、橋脚が流れを遮り、周辺地域へ被害を 及ぼしている一つの原因というふうに考えられますので、その改修については検討してま いりたいというふうに思っております。

次の、外掘田川、石保川の整備、3面張り改修、農家の取水に支障のない環境整備についてでございますが、先ほど平良嗣男議員のご質問にもお答えしたように、メリット・デメリットなども含めまして、地域住民の合意形成に基づいて事業を検討していきたい。先ほど、勇議員からご指摘のありましたような総合的な事業がないのかというようなことも含めまして、今後しっかり検討して、地域住民との合意形成に向けて努力していきたいと思います。

- O 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) 今、企業局が取水しているわけですけれども、この川は水量が本 当に少ないと思うんです。今、上流から、謝名城のほうから田んぼに引いているわけです

けれども、土地改良全体に行き渡る水がないくらいで、本当、ポンプで真ん中の用水路ですか、そこから揚げているのも大分あるんです。それで、現在もう羽地ダムとか大保ダムとか、そういうダムが利用するようになれば、こんな小さな川から水をとる必要がないんじゃないかなと思うわけです。それならば、ある程度の期限をつけて、改修事業等と含めて、企業局がここからもう水をとらないでほしいとか、そういうことができないのか、そこら辺も含めて交渉する必要があるんじゃないかなと思います。

それから、宇茂田川橋ですけれども、耐用年数が45年と今聞いてびっくりしたんですけれども、今の状況を見て、あと23年もつかということで本当に心配なんです。通学路でもありますし、また農作業に通う農道でもあるわけですから、やはりもう少し調査して、もう下の突っ張りなんかほとんどもうさびして落ちているわけですけれども、本当に耐用年数が45年あるのか、もうもたないんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺もっと調査して、やはり修復なりやらないといけないかなと思います。

石保川の橋の柱ですか、そこら辺はやはりまた予算もかかることだし簡単なことではないかと思うんですけれども、日ごろから地域の人たちが砂利さらいとか、成人会などがボランティアで作業をやっておるわけですけれども、その改修となるとさすがにボランティアではできない部分がありますので、そこら辺もよく調査して、今後検討していただきたいと思います。

それから、3面張りの件ですけれども、先ほども言いましたが、国土計画のときに本当に図面を張り出してこういうふうにやりたいと、地域の人たちはもうやってほしいと、希望が出ていたと思うんですけれども、先ほど経済課長のほうから合意が得られればそういうのを進めていきたいという、もう既に合意はあったと思うんです。その後、担当もかわられて、引き継ぎがなされたかどうかわからないんですけれども、やはりそういう説明会とかやっておきながら、その返事はまだ地域に来ていないと。その返事も来ていないのに、地域の人たちは、またやりなさいとか、まだ返事聞いていないから、聞けないとか、そういうのが出てくるわけです。

それから、今の状況では道路も両方にあると、川が手狭だと、思い切って事業を導入するなら、私自身の考えですけれども、道路を田んぼ側に広げるくらいの気持ちで、もう蛇行する川を復元するような、こういった事業は全国であちらこちらありますので、本当にどういう事業でこれから導入できるのか。やはり資料を集めて、思い切って地域全体を親水性のある川に戻すという方向で進められないかなと思います。埋め立てるなどして新し

いものをつくるのもいいかと思うんですけれども、やはり地域が求める自然に優しい環境 を復元するような方向で事業を生み出していく、そういうのが各地で事例はあると思いま すので、よく調査して、そこら辺を地域の住民の願いにかなうように努めていってほしい んですけれども、そこら辺、村長、答弁お願いします。

- 〇 議長(宮城功光) 経済課長。
- 経済課長(友寄景善) ただいまのご質問にお答えをいたします。

企業局の水の取水の件ですが、この水利権の設定期間は10年間ごとに見直しがありまして、今回も3年ほど前に更新がされたようであります。ただし、更新する場合に村の考えをつけて更新するということで、10年ごとの見直しがありますので、その際にこれは検討させていただきたいと、そういうふうに考えております。

それから、ちょっと前後するんですが、歩道橋の耐用年数の件ですが、45年というのは 法定の耐用年数でありますが、現在は23年ということで、到底耐用年数期間はもたないん ではないかという指摘ですが、確かに橋、歩道橋をかけてメンテナンスが十分されていな い状況で、かなり腐食が進んで、恐らく耐用年数は持ちこたえられないだろうというふう な認識は持っておりますので、今度調査をして、修理の必要があれば修理して対応してい きたいと、そういうふうに考えております。

それから、国土利用計画で喜如嘉土地改良区の合意の件ですが、喜如嘉区民が話し合って既に合意されたのではないかということでありますが、これは確かに四、五年前ですか、各集落を回って住民の意見を聞いて、村からもこのような利用の方法があるということで、区民に集まってもらって利用計画の方向性を定めました。そのときに多分、ちょっと記憶があやふやなんですが、喜如嘉川の周辺を何か植栽して、何か公園化みたいなことが計画されたというふうに思いますが、そういう計画があるんだけれども、土地利用の方向性があったんですけれども、村としては実際具体的に動いていないことはご指摘のとおりでございますが、ただ、この周辺がかなり土地が狭くて制約されているというふうなこともあって、今のような状況で整備することは非常に現実的ではないんではないかというふうに思っております。

その点については、議員ご指摘のように、土地改良区を一体的に、思い切った事業導入が必要じゃないかということなんですが、喜如嘉土地改良区団体圃場整備事業ということでありますので、この補助事業の導入目的と調整、検討を図りながら、慎重にこれをまたやる必要があるだろうというふうに考えております。

今回、事業、改良にするにしても、先ほど申し上げましたように、やはりもう住民の合意というんですか、正式に例えば具体的にどのような形にしてもらいたいとかいうふうな要望があれば、村としても実際検討もしやすいだろうというふうなこともあります。ということで、農村の景観、形態が非常に見直されて、いろいろな地域で改修等が行われている状況でありますが、やっぱり今大事なのは、また地域に住んでいる方々がみずからまた率先して川ざらいとか、あるいは農道とかの改修とか、そのようなことも今やっております。そういう点で、喜如嘉区のほうでも成人会とかが河川をさらって、そういうふうなやっていることは聞いております。

橋の橋げた、橋脚があってそこが原因でいろいろ災害が出ているということは原因の一つであるだろうということは思いますので、この点につきましてはどのような事業、橋だけの補助事業があるのか、あるいは地域一帯と含めて事業の一環としての橋の工事になるのか、そこら辺も含めて、村としてどのような事業ができるのか、それは今後検討させていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- 村長(島袋義久) 具体的なことは担当課長からありましたようなことでございますが、最後の部分の国土計画等における合意形成と実践の問題につきましては、先ほど課長がありましたように、大分手おくれしているなというような感じを持っておりまして、これからさらにこれを推進していくということになりますけれども、ご指摘のとおり、この親水性、川の利用をどう広げて地域の、いわゆる環境改善をしながら地域の発展とどうつながっていくのかということは、地域の方々の要求と一致させなけりゃいけない部分もございますが、これは今後のどういう事業があるんだということも探しながら、地域の皆さん方との合意形成を促していきたいというか、つくり出していけるような方向を考えなきゃいけない。地域の発展が、いわゆる村全体の発展につながっていくというような認識のもとに、ここを今のようなことを総合的な事業がどういう事業でやれば一番いいのかというようなことも含めて、今後さらに詰めていきたいと、検討していきたいと思います。
- O 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。
- **O 5番**(**金城 勇**) たくさんの具体的な答弁がありましたけれども、住民の合意を得るのも大変なことだと思いますけれども、今後、今、課長がおっしゃる土地改良区のかかわりもありますけれども、こういう事業導入するのに、住民に対してどのような手順でや

ったらいいですよとか、そういう説明すべきだと思うんです。そこで、そういう希望が出ているということですので、当局として地域に対して説明会などをやったほうがいいかと思うんですが、そこら辺どうか、お伺いします。

それから、よくウミンチュが、いのうは海の保育園だと言いますけれども、河原というのは、やっぱり川の淡水に生きる生物の、保育園であり、隠れ家だと思うんです。今の3面張りでは、堆積した土や砂が逆に水を遮って、農業に支障を来しているんです。本当はそこにいろいろな生物がすめるのに、それをさらわなければいけないという矛盾が生まれてくるわけですから、本当に余裕を持った川のできるような親水性の高い川づくりを復元できたら、この地域にとっても、やはり観光立地にとっても本当にいやされる地域になりますし、長寿と癒しの村といって、そこら辺から徐々に回復していくというんですか、山のほうで木々を切り開いていやしの森をつくるんではなくて、その地域に住んでいる方々がやっぱり住んでよかったという、そういう見て感じていやされるような地域に生まれ変われるような、本当にいい事業を持ってくるよう職員の方々の努力を望みます。

○ 議長(宮城功光) これで、外掘田川、石保川の改修についての質問を終わります。 休憩いたします。

(午前11時06分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

(午前11時17分)

- 議長(宮城功光) ゴルフ場跡地の利用について、5番 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) ゴルフ場跡地の利用についてお伺いします。 ゴルフ場跡地を今後どう利用していくのか、お伺いします。
- 〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) ただいまの金城 勇議員のゴルフ場跡地の利用についてのご質問にお答えいたします。

ゴルフ場土地明け渡し請求の裁判は、平成19年9月の定例議会で報告をいたしましたように、全面勝訴で終結いたしました。その後、ゴルフ場跡地の利用につきましては、内部検討を重ねて、9月10日の庁議において、ゴルフ場跡地を含めた村の土地利用計画検討の

基本指針を定めました。11月19日から22日にかけて校区ごとに住民説明会を開催しております。

ゴルフ場跡地の利用に当たっては、大宜味村国土利用計画に沿って、住民の合意を得ながら、引き続き企業誘致等の民間活力による開発計画を検討してまいります。開発計画につきましては、ゴルフ場跡地を一括賃借できる事業者を対象に、プロポーザル方式をとり、内部検討委員会で開発事業内容及び事業者の妥当性を審議、決定する手順にしております。今後の取り組み方については、総合開発審議会委員の意見を聞くなどして、有効的なゴルフ場跡地の利用を推進してまいりたいと思っております。

- O 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) 村の国土利用計画において開発計画といいますか、一括して事業者に任せたいというような答弁だったと思うんですけれども、例えば前にありました農家から無農薬ゾーンの利用、土地の確保、そこら辺を、そういった意見があったわけですから、その村有地を利用して、幸い周りにそういう農薬をまくような畑がないわけですから、こういったときに安心・安全な農作物づくりができるような、無農薬ゾーンの設定とか、そういうこれからの利用に含められないのか。それから、長寿と癒しの森の構想のかかわりで、そこにつくる予定だったものを、またそのゴルフ場跡地に持っていけないのかどうか。現在のままではやはり山肌がはげて見苦しいので、やはりそういったこれからまた村民、また村外からの利用のアイデアの募集でありますとか、そこら辺をそのいろいろな会議の中で話し合っていけないのか、そこら辺をお伺いします。
- 〇 議長(宮城功光) 企画政策調整室長。
- 企画政策調整室長(島袋一道) ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

一括賃借で事業者を対象にプロポーザル方式をとるということですけれども、広大な面積ですので、細切れにといったら語弊があるかと思いますが、ということじゃなくて、細切れじゃなくて、総合的大きなことで取り組んでいきたいということがあります。そして、これは当然事業者等からは企画書の提示があります。それがあった場合には、村の農業振興あるいは総合計画に沿うような形の企画を当然検討していくわけですので、その中で、先ほどありましたように、例えばこれからの無農薬農業のゾーンとか、あるいは村民の森に計画されている、そういったものも含めて、この企画書の検討の中でやっていくということは考えられることだと思います。

当然、これは村民が喜んでできる有効的な土地利用ということですので、さらに、ただ

そういう企画書を受けるだけじゃなくて、広く村民の意見を取り入れたような企画を検討 していくと、事業者との調整の中でそういうことも検討していくということで、慎重にや っていきたいと思います。

以上です。

- O 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) ゴルフ場跡地を利用するということでいろいろなことが考えられるわけですけれども、やはり4つのキーワードにもあります長寿の里という方向性、ぶながやの里というもの、芭蕉布、それからシークヮーサーと、そういうものを絡めてゴルフ場跡地を4つのキーワードも絡めて、やはり長寿と癒しの村づくりというんですか、そういうことをやっぱり話し合いの中で絡めながら進めていってほしいなという、またそういう事業者を選択していってほしいなと思います。これからいろいろ出てくるかと思いますけれども、もう一度村長のほうからそこら辺を答弁していただきたいと思います。
- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいま勇議員の再度のご指摘、ご質問にお答えいたしますが、 先ほど担当室長からご説明がありましたような、総合計画の中でそれが妥当かどうかとい うことは、村益にプラスになるのかどうかということに大きくかかわってきまして、村の 発展に大きな要素になっていきますので、そこは先ほど勇議員からありますように4つの キーワードも含めながら、慎重に調整していきたいなというふうに思って、検討の中でし っかり中身を検討させていただきたいと思います。
- O 議長(宮城功光) これで金城 勇議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 武 議員

- 議長(宮城功光) 次に、大宜味村特産品加工施設の諸問題について、6番 宮城 武議員。
- 6番(宮城 武) 大宜味村特産品加工施設の諸問題についてという一般質問なんですが、この大宜味村特産品加工施設の指定管理者についての指定管理者選考委員会で決められたんですが、これは公募と、募集要項によりますと1カ月の募集期間を設けて公募したところ、2つの団体が応募して、指定管理者選考委員会で選定基準に基づく審議を行ったとありますが、これは公募というのは間違いないですか。すみません、なぜ、公募という形をとったのか、お伺いしたいと思います。

それから、昨年この指定管理者は議会の承認を得て決まりましたけれども、まだ契約は されていません。それはなぜなのか。こういう議会で承認されたもので履行期限というの はあるのか、お伺いしたいと思います。

そして、3点目に、指定管理者選考委員会というものを設けて選定したんですが、どのようなメンバーで選定されたのか、お伺いしたいと思います。村外からも入っていたのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

続きまして、4点目が、シークヮーサー振興組合、昨年度議会での答弁でもありましたが、19年度中には設立総会を設けて運営をしていくと。現在もこの大宜味村シークヮーサー振興組合は企業運営活動をしているのか、確認したいと思います。そして、大宜味村シークヮーサー振興組合は、農協の支援体制を受けて運営をすると昨年度の経済建設委員長からの報告書にありますが、その確認は村としてどのように確認したのか、お伺いしたいと思います。

以上の5点についてお伺いします。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) ただいまの宮城 武議員のご質問にお答えいたします。これは5 点について、一括してお答えいたしたいと思います。

まず、1点目のなぜ公募という形で募集したかということでございますが、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条の規定による指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他団体を公募しなければならないという手続を踏まえての公募であります。

それから、2点目の契約はなぜしていないかということについてでございますが、加工施設の明け渡しがなされていない状況の中で、施設の管理運営に伴う協定といいますか、契約を締結することができない状態であり、履行期限もおのずと設定できない現状であります。

3点目の、指定管理者選考委員会はどのようなメンバーで構成されているかということでございますが、大宜味村公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱第3条に規定する組織で、委員長は副村長、副委員長は教育長、委員は各課長、局長、室長をもって構成されております。

4点目の、シークヮーサー振興組合は企業活動をしているのかということについてでご

ざいますが、現時点で協定書を締結しておりませんので、指定管理者としての企業活動の 把握はしておりません。

5点目の農協の支援体制についてですが、指定管理者公募選定時に提出された企画書や ヒアリング内容から確認をしているところであります。

以上です。

- O 議長(宮城功光) 6番 宮城 武議員。
- **6番(宮城 武)** 特に気になったのが、指定管理者選考委員会の中に副村長が委員 長ということと、契約はされないのは現在の大宜味村特産品加工施設の状況からしてでき ないということですが、このシークヮーサー振興組合は探しても見つからないんです。こ れは電話番号はどこにありますか、住所。

公募する際に、募集の際に、法人と団体、前年度出された提出書類の中の役員の名簿と か確認しましたら、集まったことはないと、これを村は団体として認めたということなの か。

それから、指定管理者選考委員会の委員長、副村長に当たっていますが、ちなみに、指 定管理者制度に移行する前年度にある場所で農協の皆さんは、2006年度から指定管理者に かわるんでその準備をしてくれという言葉を発したというふうに聞いておりますけれども、 それは事実なのか。

そして、シークヮーサーの振興組合の農協支援体制は書類のみでやっていると、書類ということは、じゃ、そのシークヮーサー振興組合の役員その他から全然説明を受けていないということですね、おかしくなりませんか。

というのは、確実に書類のみでの選考ということは、そのシークヮーサー振興組合団体があるのかどうかもわからないし、書類のみでやったというふうに理解もできますが、その辺についていかがでしょう。

以上の3点、お伺いします。

- O 議長(宮城功光) シークヮーサー振興室長。
- 〇 シークヮーサー振興室長(山城 均) 先ほどの質問にお答えしたいと思います。

まず、振興組合の所在、団体の件につきましては、この大宜味村シークヮーサー振興組合は平成19年2月1日に組合として設立、総会をしております。その書類の中で所在地としまして、大変申しわけありません、組合規約のほうを確認しまして、当組合は事務所を大宜味村内に置くということでなっておりまして、今回法人登記を行っているわけなんで

すが、これが平成19年11月29日、合同会社大宜味村シークヮーサー振興組合ということで、 所在は大宜味村字根路銘のほうで、住所は何番地ということでちょっと今書類を持ってお りませんで、根路銘のほうに登記されております。

3点目の組合の審査のほうを書類のみで行ったのかということの質問でありますが、これは一応企画書のほうの中で、関連支援団体としましてJAの資料等もありまして、説明も受けています。書類のみなのかということであるんですが、3回のヒアリング、あと選定委員会が行われておるんですが、その中でヒアリングのほうで口頭での説明もあったということで確認しております。

- 〇 議長(宮城功光) 副村長。
- **副村長(宮城重徳)** ご質問の中で、選定委員長の副村長がJAのある場所で準備してくださいということの話があったというようなことですが、私の記憶にはございませんが、ただ、法律が改正した以降から、産業まつりの懇談会とかそういった面で、指定管理者制度にかわりますよという会話等はやっているとは思います。準備してくださいということについては、記憶はございません。
- O 議長(宮城功光) 6番 宮城 武議員。
- O 6番(宮城 武) 記憶にないということは忘れたということですね。ということは、 言ったかどうかもわからないということですね。

これは、私が確認したところ、場所、人数、時間、はっきりしているみたいなんですけれども、これは次に回します。

大宜味村シークヮーサー振興組合の新しい登記の場所、これは個人住宅ではないんですか。

- 〇 議長(宮城功光) シークヮーサー振興室長。
- O シークヮーサー振興室長(山城 均) 大変申しわけありません。ちょっと今手元に登記資料等持っておりませんで、番地がどこかということまではちょっと確認しておりません。確認しまして、またお答えしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
- O 議長(宮城功光) これで宮城 武議員の質問を終わります。

# ◇ 具志堅 朝 秀 議員

- 議長(宮城功光) 次に、複式対策について、具志堅朝秀議員。
- 7番(具志堅朝秀) 複式対策について、教育委員会にお伺いをいたしたいと思いま

す。

本村の児童数が減少傾向になり始めて、10年ほどがたっております。この10年ほど前から、各学校では複式が見られるようになったと思います。本年度からは、各4小学校がすべて複式を抱える状況になっているのも、皆さんご存じのとおりと思います。

それで、2月に行われました学対の発表に関しても、本村の小学校の学力は低下しているんじゃないかという一言もございました。それとあわせて、学校の経営に対してもかなり支障があるということで、学校の校長先生ほか、お聞きすることがございましたので、その点について教育委員会として今後複式に対しての解消のためのどういう施策があるかどうかをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

#### 〇 議長(宮城功光) 教育長。

(平良 宏教育長 登壇)

# ○ **教育長(平良 宏)** 具志堅朝秀議員の質問に対してお答えします。

平成19年度、本年度の村立小学校の学級編制については、議員ご指摘のとおり、4小学校すべてに複式学級が編制されています。特に、これまで複式学級のなかった塩屋小学校についても、創立以来初の複式学級を編制せざるを得ない状況となりました。公立の小学校及び中学校の1学級の児童または生徒数の基準は、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、標準法といいますが、によって定められており、1クラス40人を標準として都道府県の教育委員会が決めることになっています。沖縄県では、平成20年度より、小学校1年に関してはすべての学校において30人の基準で学級編制を維持することになっています。

2つの学年の児童が16人以下の場合においては、複式学級編制することが定められています。ただし、小学校1年生を含む学級にあっては8人、中学校については8人の複式学級編制になっております。

平成20年度、本村の学齢児童、小学校1年生の入学予定児童を見てみますと、村全体で28名の児童が見込まれています。さらに、21年度予定では、村全体でわずか14名の児童しかおりません。このままでは、大宜味小学校については完全複式の状態が予想されます。さらに、この傾向は今後も続くことが予想されます。

教職員の配置については、単式及び複式の学級のある学校で配置される専科教員も複式 のある学校には配置がなくなる制度となっているため、学校経営上も大変厳しくなるのは 議員ご指摘のとおりでございます。現在、本村の小学校においては、国頭教育事務所の配 慮で県費負担で複式解消加配として非常勤職員が1名、津波小学校と喜如嘉小学校をかけ 持つ形で配置されております。20年度におきましても、引き続き当該職員の配置を要望し、 内諾を得ております。

また、村では今年度9月、昨年9月より村費で特別支援教育支援員を1名配置し、大宜 味小学校と塩屋小学校において、学習障害や発達障害を有すると疑われる児童に対しての 支援を行っています。この特別支援教育支援員につきましては、次年度も引き続き継続し て両小学校に配置するほか、中学校についても新規に1名の支援員を配置し、支援の必要 な生徒の学習支援等に当たらせていきたいと思っています。特に小学校の支援については、 当該児童の在籍する複式学級の学習支援についても、各学校の支援計画、指導計画に従っ て弾力的に運用ができるよう、学校側と調整を図ってまいりたいと考えております。

教職員の配置につきましては、財政上の問題でこれ以上の人員の配置は厳しいものがございます。このような中、学校現場では複式の指導のあり方についても校内研修等を通してその指導法を研究したり、全職員が協力して補習指導に当たるなど、できる限りの努力を続けております。教育委員会においては、平成18年度より村複式指導研究会を開催し、県立総合教育センターへ僻地研究室の研究主事を講師に理論研究会や公開授業、授業研究会を積み重ねてまいりました。ガイド学習など、複式学級ならではの授業の工夫、改善も、その成果の一つと言えるかと思います。こうした指導、授業の工夫、改善のための研究会の開催につきましても、継続して実施してまいります。

議員ご指摘の複式学級と学力低下との相関につきましては、それを示すデータを持ち合わせておりませんので申し上げられませんが、本村児童・生徒のこれまでの達成度テストなどの状況については、年度での差はもちろんございますが、小学校の場合、地区平均や県平均を上回る状況にあります。中学校についても、おおむね地区平均以上の結果を残しており、学力が低下傾向が顕著で憂慮すべき状況にあるとは認識しておりません。

ただし、全国学力、学習状況調査の結果につきましては、沖縄県全体の状況と同じように全国との開きがまだございます。その結果は謙虚に受けとめ、各学校においても個に応じた指導の補習のさらなる実施に努め、基礎的、基本的事項の確実な定着や考える力、表現力や応用力などの課題をよりよく解決する力などが身につくよう努力を続けてまいります。

いずれにしましても、複式学級を解消する方策、また、幼児、児童・生徒にとってよりよい教育環境をつくり出すために、具体的に何が必要なのか、何ができるのかをすべての

村民が知恵を出し合い、話し合っていく時期に来ているかと思います。教育委員会では、 平成20年度、次年度ですが、6月の地域懇談会を従来の方法ではなく、各校区で今後の本 村の教育のあり方、あるいは生徒の環境のあり方について、多くの保護者や地域住民の皆 さんから直接ご意見をお聞きできる機会にしたいと計画しているところでございます。こ の節は、議員皆さん方のご協力もあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

- O 議長(宮城功光) 7番 具志堅朝秀議員。
- **7番(具志堅朝秀)** 本当に教育長のおっしゃるとおり、教育長以下教育委員の方々がすべて頑張っていただいて、どの学校もいろいろなことに一生懸命になっていることはお伺いしていました。今すごいいい答弁で、本当にありがたく思っております。

今、6月の懇談会の話が出たんですけれども、私もちょっと言いにくいことなんですけれども、うちの津波小学校区では、本当に統合の話をやっていいんじゃないかとよく私は言われています。それも含めて、最後のちょっとお聞きしたい点ですけれども、それも視野に入れて、小学校統合の話ですね、考えて今から住民に話していくのかどうかをお聞きして、この件は質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いします。

- 〇 議長(宮城功光) 教育長。
- 教育長(平良 宏) 先ほども申しましたけれども、6月の地域懇談会、これまでは 各集落でそれぞれが教育委員が分かれて、また、事務担当職員も分かれてやっておりまし たが、できるだけ各校区1カ所に集まっていただいて、お父さん、お母さん方、または子 育てが終わりました成人者といいますか、実年者、それから老人の方々の皆さん方の意見 等もお聞きして、中学校の移転の問題、そして小学校の教育はこれでいいのか、適正規模 の教育を目指すのか、それとも今、各小学校が学校そのものが地域の文化の殿堂になって います、活力となっています。それを皆さん方の意見をできるだけ集約しまして、教育委 員会もまたいろいろな調査もしながら、みんなで大宜味村の教育というのを考えていく場 にしていきたいと思います。
- O 議長(宮城功光) これで、複式対策についての質問を終わります。 次に、農業委員会活動について、具志堅朝秀議員。
- **〇 7番(具志堅朝秀)** 忙しい中、農業委員会長にはもうご出席いただいてありがとう ございます。

では、農業委員会の活動に関してお聞きしたいと思います。

今、農業委員会の主な活動といたしましては、農地法の3条、4条、5条に基づく申請、 そして、遊休地解消等の農地流動化、そして後継者育成等が挙げられていると思います。 特に、本村の農業委員会では、この農地法による審議が中心になっていると私も伺っております。

そこで、この大事な農地流動化や遊休地対策に対して、まだなされていないような傾向があるんじゃないかということで、きょう質問させていただくわけなんですけれども、その農業委員が活動するには、やっぱり農地基本台帳システムというのが重要なかなめになってくると思います。そこで、農業委員会で調べたところ、余りまだ作業が進んでいない状況ではないかということを見まして、この農地基本台帳が整備されているかどうかということを農業委員会にお聞きしたいと思います。会長、よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) 農業委員会会長。

(宮城 威農業委員会会長 登壇)

○ 農業委員会会長(宮城 威) 具志堅朝秀議員のご質問にお答えいたします。

農地基本台帳は、農地所有者の耕地面積、地目、作物、土地の利用や賃借状況等、農業委員会における業務を円滑、的確にするための基礎的なデータ集積となっております。従来の台帳から、業務をより的確・迅速に処理するため、農地基本台帳の電子システム化を導入してまいりました。入力する農地のデータは、その都度、補正、修正をしながら整備を図らなければなりません。現在の職員陣容では、その対処が十分とは言えない状況にあります。農業委員の活動には、農地基本台帳が基本となり、それに基づき遊休地や耕地放棄地の解消、さらに農地の流動化が促進されることから、農地基本台帳の整備を促進し、農業委員活動及び各種業務の円滑な遂行を図りたいと考えております。

なお、基本台帳整備に向け、現在、農業委員が農地実態調査等を継続中であります。 以上。

- O 議長(宮城功光) 7番 具志堅朝秀議員。
- 7番(具志堅朝秀) 今、会長からおっしゃったとおり、確かに頑張っているのは私 も伺っております。今後とも頑張っていただきたいと思いますし、また、人員が不足だっ たというのも事実だと思います。東村から書類をちょっといただいて農業委員会に置いて いますけれども、東村は各委員がすべて農地台帳を持っております、地図と農振地区に分 けて。各農業委員が農家へ行って、結局経営に対しても一言言っているような状況であり ます。ぜひ、大宜味の農業委員の方々も、ただ会長に任せるんじゃなくて、農業委員自体

が活動していただければなと思います。

そこで、人員が不足という話も今伺ったものですから、これは事務局長にこの4月以降、確かに今、臨時の方がいらっしゃいますけれども、いなくなると伺っておりますので、ぜひ、何かの機会に人員配置できるかどうかということを伺って、私の質問を終わりたいと思います。

- O 議長(宮城功光) 農業委員会事務局長。
- O 農業委員会事務局長(友寄景善) お答えします。

おっしゃるとおり、農地基本台帳は農業委員の皆さんの活動の基本となる資料ですので、 今現在、各農業委員の担当地区の農地の調査をしております。それを踏まえて、資料は相 当膨大な調査資料になるかと思いますが、この整理を今からやっていかなければなりませ んが、そうする場合、先ほど議員がおっしゃったように、現職員の体制はちょっと弱いの ではないかというふうなことがありましたが、そこは確かに現体制では十分とは言えない、 確かに負担が大きなというところも認識しておりますが、そこは知恵を働かせて、どうに かうまいぐあいに、ちゃんとした精度の高い農地基本台帳の整備を図って、今後農業委員 の活動がスムーズにいくように整備を図ってまいりたいと思います。

O 議長(宮城功光) これで具志堅朝秀議員の質問を終わります。 以上で一般質問を終わります。

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第2 全員発議により提出されました議案第25号 大宜味村 議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。2番 新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番 (新城一智) では、議案第25号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により 提出します。

平成20年3月10日

大宜味村議会議長 宮城功光殿

提出者 新城一智

具恵 東平宮金大友平宮金大友平村成者

### 提案理由

大宜味村課設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管する課の名称を変更する必要がある。

内容につきまして、大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例

大宜味村議会委員会条例(昭和62年8月14日条例第13号)の一部を次のように改正する。 第2条第1号中「福祉課、住民課、企画財政課、」を「会計課、財務課、企画観光課、 住民福祉課、」に改め、同条第2号中「経済課、建設課、」を「産業振興課、建設環境 課」に改める。

#### 附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。 以上であります。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第25号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、会議規則第39 条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、 委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これでもって討論を終わります。

これから議案第25号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第25号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎散会の宣告

○ 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時57分)

# 平成20年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成20年3月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成20年3月11日 午前10時00分) 散 会 (平成20年3月11日 午前11時01分)

- 2. 出席議員(10名)
  - 1番議員 大 城 佐 一 65
  - 2番議員 新 城 一 智
  - 3番議員 友 寄 景 光
  - 4番議員 東 武 久
  - 5番議員 金 城 勇

- 6番議員 宮 城 武
- 7番議員 具志堅 朝 秀
- 8番議員 平 良 英 勝
- 9番議員 平 良 嗣 男
- 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

シークワーサー 長島袋義久 山城 均 村 振興室長 副村長宮城重徳 建設課長新里政雄 企画政策 総務課長島袋幸俊 島 袋一 道 調整室長 企画財政 新 城 寛 会計課長 山 城 清 安 長 住民課長 神 里 富 松 教育長平良 宏 教育総務 福祉課長宮 城成 島 和 田哲 夫 課 長 農業委員会 経済課長 友 寄 景 善 友寄景善 事務局長

# 監查委員 前田 孝 妻員会島袋幸俊書記長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。事務局長前田 孝 主 事 真喜志 亮

# 6. 議事日程(第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同 第 1 号	教育委員会委員の任命について	質 疑付託省略
2	議 案 第 4 号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例	質 疑付託省略
3	議 第 5 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑付託省略
4	議 第 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	質 疑付託省略
5	議 第 7 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例	質
6	議 案 第 8 号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する 条例	質 疑付託省略
7	議 案 第 9 号	大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整 備に関する条例	質 疑付託省略
8	議 案 第10号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条 例	質 疑付託省略
9	議 案 第11号	大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改 正する条例	質 疑付託省略
10	議 第12号	大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置条例を 廃止する条例	質 疑付託省略
11	議 第13号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例	質 疑 委員会付託
12	議 第14号	平成19年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
13	議 第15号	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	質 疑 委員会付託
14	議 案 第16号	平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	質 疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
15	議 案 第17号	平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	質 疑 委員会付託
16	議 第18号	平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計 補正予算	質 疑 委員会付託
17	議 案 第19号	平成20年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委員会付託
18	議 案 第20号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質 疑 委員会付託
19	議 案 第21号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算	質 疑 委員会付託
20	議 第22号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質 疑 委員会付託
21	議 第23号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予 算	質 疑 委員会付託
22	議 第24号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予 算	質 疑 委員会付託

#### ◎開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

# ◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題と します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

教育委員会委員の任命については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を 省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、教育委員会委員の任命については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

#### ◎議案第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第2 議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについ て採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第3 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

高製売のの<

したがって、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第4 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについ て採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第7号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第5 議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する 条例については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについ て採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の

付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第8号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第6 議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改 正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例については、会議規則 第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第8号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例は原案の とおり可決されました。

#### ◎議案第9号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第7 議案第9号 大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号 大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例については、 会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。 本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第9号 大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を 採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

高いでは、○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第9号 大宜味村課設置条例の改正に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第8 議案第10号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正 する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第10号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、 委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第10号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のと おり可決されました。

#### ◎議案第11号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第9 議案第11号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

- 2番(新城一智) それでは、議案第11号について、関連して質疑したいと思います。 国頭村長選挙の候補者1名の公約にありましたけれども、3村の給食センターを一元化 して行財政改革に取り組むということで報じられていましたが、その辺についての本当に こういう話し合いがなされているのかどうか、それに伴ってこの今の課設置条例の一部、 所長が教育長になっているのか、その辺についてお伺いします。
- O 議長(宮城功光) 教育総務課長。
- O 教育総務課長(島田哲夫) ただいま質問のありました給食センターの3村の組合み たいな形のないかという話なんですが、そういう話は大宜味村には全然話の持ちかけもあ りません。

今回の改正については、大宜味村学校給食センター運営委員会の規則の中に事業がありまして、運営委員会は次の事項を審議するということがありまして、その中にいろいろな審議事項がありまして、そこの中で審議したものは一応教育長のほうに答申というような形をとるものがあります。その中で教育長がその答申を受けた運営委員会の中に入っているのはちょっとおかしいと、そういうことで委員の見直しということで今回一部改正を行っています。

- O 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。 (発言する者なし)
- O 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。本案は委員会の付託を省略することに替成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第11号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第11号 大宜味村学校給食センター設置条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第10 議案第12号 大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置 条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号 大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置条例を廃止する条例については、 会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。 本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第12号 大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置条例を廃止する条例 については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。 これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置条例を廃止する条例を採 決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第12号 大宜味村公有水面埋立事業特別会計設置条例を廃止する条例 は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第13号の質疑、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第11 議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例は、総 務常任委員会に付託します。

### ◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第12 議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

# ◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第13 議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会 計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して

審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

### ◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第14 議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補 正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、 9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定 しました。

### ◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第15 議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会 計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して

審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

# ◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第16 議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

### ◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第17 議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算を議題 とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番 (新城一智) では、一般会計の2款の総務費、一般管理費の中の報酬、毎年言 わせてもらっていますが……

(「ページ言ってください」と呼ぶ者あり)

○ 2番(新城一智) 36ページですね。予算書の36ページの2款総務費の1項総務管理費の中の報酬。報酬の中の5番目、防災会議の委員の報酬。費目存置ということで、昨年もこの防災対策について疑念を持って発言しましたけれども、なぜ今も……、村民の生命財産を守るのは村の本当に大事な役割がありますし、過去何年間もこの会議が費目存置であるということは本当に何でかなということを思います。

村長の所信表明の中にも、この防災の関連について「検討してまいります」という言葉が出てきます。もうずっと前から言っているのに、今さら検討ということはどうも納得いかないと思うところですので、その辺、どうしてそういうことが対策とられていなかったのか、これだけ聞かせていただきたいと思います。

O 議長(宮城功光) 休憩します。

(午前10時23分)

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

- O 議長(宮城功光) 答弁を求めます。村長。
- 村長(島袋義久) ただいまの一智議員の防災関係に対する予算のご質問についてで ございますが、確かに危機管理という面も含めまして直接生命財産にかかわるというよう な大事な要素でございますし、また、今、村で、平成14年でしたか、防災計画を新しくつ くったんですけれども、やはり中身をもう少し検討して見直す必要があるというようなこ とも今出ていますので、それを見直しながら、その予防という視点がございますので、で きるだけ早い時期の議会で、補正で検討はしていきたいなというふうに思っております。
- 議長(宮城功光) 2番 新城一智議員。
- 2番 (新城一智) やはり基本になるこの村民の生命財産を守る観点からいくと非常 に重要なことでありますし、せっかく14年に防災会議、防災計画を出しているわけですか ら、それとの関連も含めて、この防災計画が生きていないというのが現状あると思うんで す。

この避難路・避難場所の表示も含めて実際できていないのが現状で、県は去年、時期は 把握していませんけれども、昨年度防災マップをつくっているはずです。これ各市町村に 配布されるようになっていたと思いますけれども、その辺も活用しながら、早い時期にこ れをやっていただきたいなと。いつ何どき、何が起こるかわからないですし、危機管理の 部分は大変重要、これがないとまた安心していろんな事業にも邁進していけないんじゃな いかというふうに考えますので、その辺も含めて村長のもう一度、ぜひやるという旨の答 弁がいただきたいので、ぜひ一言お願いします。

- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- O 村長(島袋義久) 先ほども申し上げましたけれども、見直しも含めながら、具体的なこともございますから、これは早い時期で何とか対応していきたいと思います。
- 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。5番 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) 46ページ、2款1項総務管理費、5目の13節委託料、新エネルギービジョン策定事業委託金ですか、956万2,000円と。村長の施政方針でも少し触れていましたが、この事業についてもう少し詳しい説明を伺いたいと思います。

それから、109ページ、6款2項林業費の3目13節、15節の委託料と工事請負費ですが、これ喜如嘉の林道の委託料と工事費となっていますけれども、この林道をつくる場合、その手順というか、その手続のあり方というんですか、そこら辺を伺いたいんですけれども、以上2点についてお伺いします。

- 〇 議長(宮城功光) 企画政策調整室長。
- 企画政策調整室長(島袋一道) 新エネルギーのこの導入事業の内容ですけれども、 これは今、太陽光エネルギー等、エネルギー問題というのは本当に全世界的な問題として 取り上げておりますが、大宜味村としては、具体的に埋立地でのいろいろな計画等があっ たり、あるいはこれからの村の施策の中で当然そのエネルギーというものは、エネルギー の確保ということでは非常に重要なことがあります。

それで所信表明の中にもありましたけれども、この新エネルギーに対する環境問題等も含めての村の理念といいますかビジョンをこの計画を立てたいということです。地域の新エネルギー、そして省エネ等のそういった策定をするということ、そしてまた新エネルギーの導入を促進する。そして、また、新エネルギー等のNPO等のそういった法人の活動を支援するというか、そういった新しいエネルギー、地域のエネルギーに対しての計画策定費用ということで、外部委託ということで予算はとっております。

以上です。

- 〇 議長(宮城功光) 建設課長。
- 建設課長(新里政雄) 6款2項3目12節の説明をしたいと思います。

委託費の件なんですけれども、喜如嘉林道を当初は開設部分の2キロメートルということで環境アセスというものが出てこなかったんですけれども、いろいろ最近の情勢で環境に配慮しなきゃいけないということで、環境アセスの委託費として予算として組んでおります。その環境アセスの結果を見て工事は進めていくという考え方を持っております。

- O 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) 新エネルギービジョンについて説明があったんですけれども、この事業は今回限りなのか、今後また継続していくのか。それからその財源はどのようになっているのか、そこら辺もお伺いします。

それから、先ほど林道の件ですけれども、事業の中身というよりも、その事業を持って くるまでの手続がどういうふうにあったのか、そこら辺を知りたいわけですけれども、お 願いします。

- O 議長(宮城功光) 企画政策調整室長。
- O 企画政策調整室長(島袋一道) この新エネルギーの計画、ビジョン計画書は、今年度20年度で終わります。財源のほうですけれども、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構NEDOということで、NEDO技術開発機構の事業として、そこからの資金の援助を受けまして行う事業です。

以上です。

- 〇 議長(宮城功光) 経済課長。
- O 経済課長(友寄景善) 林道事業はどのような方法で導入をしてきたかということですが、これは北部の森林計画と村の森林計画がありまして、これまでに数々の事業を展開してまいりました。天然林改良とか育成複層林整備事業とか、林業、造林に関するいろいろな事業を展開してまいりまして、その維持管理のためにどうしても林道が必要ということで、そういうことで林道を開設して、これまでの造林したところを適正に管理していこうと、そういう目的で事業が導入されております。
- O 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) それでは、42ページ、総務費の1目、43、44細節になろうかと思いますが、そこにブラジル沖縄県人移民100周年事業補助金、またはアルゼンチン沖縄県人移民100周年事業補助金が計上されておりますが、100周年という節目でございますけれども、これまでは村長、議長が輪番制で行っていると思うんですけれども、このような100周年という節目の中で、今回確かに議長がなると思うんですね、輪番からいきますと

ね。そういう節目の中で村長も同行やらなきゃいかんじゃないのかというように私は思っているわけですが、そこら辺どういうふうに思っているのか。

また、これまでこの事業の中で先人たちが大変ご苦労なさって開拓をし、そこまで100 周年という期間を経て、子弟の皆さん方もお互い子供受け入れしながら、また教育もしな がらやっておりますけれども、そういうご先輩方の向こうに行かれて村からの表彰とかそ ういうものもやろうとしているのかどうか、この辺をお伺いしたいと思っています。

- 〇 議長(宮城功光) 総務課長。
- 総務課長(島袋幸俊) 今の質問にお答えしたいと思います。

このブラジル・アルゼンチンの100周年に村長の同行する予定はあるのかということなんですが、今まで議会と村長と交互にそういう記念式典あたりに派遣していたわけですが、今回議会議長の番ということで村長の予算には組んでおりません。今の財源の厳しいとき、そういうものも行くべきなのかという論議もしたんですが、財政上の関係もありましてこの予算には入れておりません。

それと100周年での表彰のこともあったんですが、90周年のときには表彰、こっちのほうから表彰状を贈って、1世の方々表彰したことを覚えています。今回、そのときにもうほぼ全員近い形で表彰はできたんじゃないかということもありまして、まだ調査はしていないんですが、漏れがあればそのあたりはまた対応していきたいなと思います。

90周年で1世の方はすでに終えているという認識ありますので、再度漏れがないのか確認しながらそのあたりは対応していきたいと思います。

- 〇 議長(宮城功光) 9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) 大変に財政厳しい中で、皆さんが言うのもわからないこともないんですが、これまでは、90周年とか、そういうの兼ねて交互でよかったでしょう。それで100周年という節目で、今後、実際110周年とかやるかどうかわからないですよね。100周年の節目で、結局は終わるのかどうかはわかりませんけども、予算の中では削るべきものは削ってもいいんだが、しかしそういうものは、私は計上して行ってもいいんだとそういうふうに思うわけですね。先ほど、表彰の件もやってきたということでございますが、そこらへんは、先輩方は大変ご苦労されてやってきておりますので、気をつけて漏れがないように先人の皆さんを敬って、励ますという気持ちでやってもらいたいと、それを希望して終わります。
- O 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。

#### (発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算については、9人の委員で 構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

#### ◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第18 議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会 計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、 9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定 しました。

#### ◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第19 議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予 算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

#### ◎議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第20 議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会 計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、 9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定 しました。

#### ◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第21 議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別 会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、 9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定 しました。

### ◎議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第22 議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別 会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、 9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定 しました。

お諮りいたします。ただいま設置しました予算審査特別委員会の委員の選任については、 委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと 思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任する ことに決定しました。

休憩いたします。

(午前10時51分)

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

### ◎諸般の報告

O 議長(宮城功光) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の 報告が議長の手元にまいりましたので、報告します。

委員長に平良嗣男議員、副委員長に大城佐一議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎休会について

○ 議長(宮城功光) お諮りいたします。委員会審査のため、3月12日及び3月13日の 2日間は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、3月12日及び3月13日の2日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

O 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時01分)

# 平成20年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成20年3月14日

1. 開議、散会の日時

開 議(平成20年3月14日 午前10時00分)

散 会 (平成20年3月14日 午前10時10分)

2. 出席議員(9名)

1番議員 大城佐 一 7番議員 具志堅 朝 秀

2番議員 新 城 一 智 8番議員 平 良 英 勝

3番議員 友 寄 景 光 9番議員 平 良 嗣 男

4番議員 東 武 久 10番議員 宮 城 功 光

5番議員 金 城 勇

3. 欠席議員(1名)

6番議員 宮 城 武

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長島袋義久 住民課長神里富松

副 村 長 宮 城 重 徳 福祉課長 宮 城 成 和

総務課長 島 袋 幸 俊 ジークワーサー 振興室長 山 城 均

企画財政 新 城 寛

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 前 田 孝 主 事 真喜志 亮

# 6. 議事日程(第4号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 第14号	平成19年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑~表決
2	議	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正	委員長報告
	第15号	予算	質疑~表決
3	議 案 第16号	平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	委員長報告 質疑~表決
4	議	平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正	委員長報告
	第17号	予算	質疑~表決
5	議	平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計	委員長報告
	第18号	補正予算	質疑~表決

◎開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第14号~議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○ 議長(宮城功光) 日程第1 議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算、日程第4 議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算の5件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成19年3月14日

大官味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審查特別委員会 委員長 平 良 嗣 男

# 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第14号	平成19年度大宜味村一般会計	補正予算	原案可決 賛成多数
議案第15号	平成19年度大宜味村国民健康任	呆険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第16号	平成19年度大宜味村老人保健	特別会計補正予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第17号	平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算		原案可決 全会一致
議案第18号	平成19年度大宜味村公有水面	埋立事業特別会計補正予算	原案可決 賛成多数

### (平良嗣男予算審查特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(平良嗣男) ただいま議題となりました議案第14号から 議案第18号までの5件について、一括して本委員会における審査の結果について報告いた します。

本委員会は、村長以下関係課長等の出席を求め、3月13日午前10時から審査を行いました。5会計の補正予算は、当初予算及び数回の補正予算成立後の事情変更等により、予算措置を必要とする事務事業についての所要の補正を行うものであり、その審査結果は次のとおりであります。

5件の補正予算については、いずれも質疑、討論はありませんでした。

議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算及び議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

〇 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に 対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。 討論ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成19年度大官味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員であります。

したがって、議案第14号 平成19年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論 を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決 いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第15号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

### 〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第16号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、 委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論 を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第17号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算について、 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算について 討論を行います。討論ありませんか。

### (発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算について 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

### (挙手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第18号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

### ◎散会の宣告

O 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時10分)

# 平成20年第3回大官味村議会定例会会議録

(第5号) 平成20年3月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成20年3月17日 午前10時00分) 散 会 (平成20年3月17日 午前10時06分)

2. 出席議員(10名)

1番議員 大城佐 一 6番議員 宮城 武

2番議員 新 城 一 智 7番議員 具志堅 朝 秀

3番議員 友 寄 景 光 8番議員 平 良 英 勝

4番議員 東 武 久 9番議員 平 良 嗣 男

5番議員 金 城 勇 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

副 村 長 宮 城 重 徳 住民課長 神 里 富 松

総務課長島袋幸俊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 前 田 孝 主 事 真喜志 亮

# 6. 議事日程(第5号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正	提案説明
	第26号	予算	付託省略

### ◎開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第1 議案第26号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会 計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) おはようございます。

本日は、追加議案の提案の説明をさせていただきまして、日程変更をさせていただきま して、まことにありがとうございます。

それでは、議案第26号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第6号) 平成19年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,042万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月17日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容あるいは詳細等につきましては、経緯を含めて担当課長から説明させますの で、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 住民課長。

(神里富松住民課長 登壇)

O 住民課長(神里富松) 国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の説明をしたいと 思います。 まず、今回大変ご迷惑をおかけしましたことをおわびいたします。

国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の歳出の3款1項1目13節5細節に伴う歳入であります、今回の補正については。

経緯としましては、まず国の閣議決定、平成19年12月に、70歳から74歳の医療費自己負担1割から2割への変更、このことが12月の閣議決定で凍結されました。それに伴って事務が出てきます。2割の予定をしていたわけですが、1割に凍結されたことにより、システムの改修、あるいは医療受給者証のやりかえということで、その支出に対する補助金が伴いました。この補助金については、2月15日、県の医務国保課より文書を受けております。その回答を18日に行いまして、大宜味村として歳出のシステム改修、事務費分の支出予算が生まれるということで報告しておりまして、それに対する補助金であります。3月13日にその補助金の申請をしましたところ、歳入の補正が組まれていないということで、急遽このような事態になったわけであります。

大変申しわけありませんが、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) 本案についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、会議規則 第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第26号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第26号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論 を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第26号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

### ◎休会について

O 議長(宮城功光) お諮りいたします。委員会審査のため、3月18日は休会としたい と思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、3月18日は休会とすることに決定しました。

なお、3月19日の会議は、議事の都合によって、特に午後1時に繰り下げて開くことに します。

### ◎散会の宣告

O 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時06分)

# 平成20年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 平成20年3月19日

1. 開議、閉会の日時

開 議(平成20年3月19日 午後1時00分)

閉 会 (平成20年3月19日 午後1時52分)

2. 出席議員(10名)

1番議員 大 城 佐 一 6番議員 宮 城 武

2番議員 新 城 一 智 7番議員 具志堅 朝 秀

3番議員 友 寄 景 光 8番議員 平 良 英 勝

4番議員 東 武 久 9番議員 平 良 嗣 男

5番議員 金 城 勇 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 前 田 孝 主 事 真喜志 亮

6. 議事日程(第6号)

日程番	号 事件番号	件名	摘要
1	議 第13号	大宜味村後期高齢者医療に関する条例	委員長報告 質疑~表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
2	議 第19号	平成20年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑~表決
3	議 第20号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑~表決
4	議 第21号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算	委員長報告 質疑~表決
5	議 第22号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑~表決
6	議 第23号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予 算	委員長報告 質疑~表決
7	議 第24号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予 算	委員長報告 質疑~表決
8	陳 第 1 号	乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請	委員長報告 質疑~表決
9	陳 第 2 号	妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望	委員長報告 質疑~表決
10	陳 第 5 号	「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見 書の決議の要請	委員長報告 質疑~表決
11	陳 第 6 号	地域医療と国立医療の充実に関する陳情	委員長報告 質疑~表決
12	意 見 案 第 2 号	ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書	提案説明 付託省略
13	意 見 第 3 号	国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域 医療と国立病院の充実を求める意見書	提案説明 付託省略
14	意 見 案 第 4 号	航空運賃に関する意見書	提案説明 付託省略
15	決 議 第 2 号	航空運賃に関する要請決議	提案説明 付託省略
16	決 議 第 3 号	航空運賃値上げ見直しに関する要請決議	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

O 議長(宮城功光) これから本日の会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第1 議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例を 議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成19年3月19日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会 委員長 新城 一智

# 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第13号	大宜味村後期高齢者医療に関す	-る条例	原案可決 賛成多数

### (新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

O 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第13号 大宜味 村後期高齢者医療に関する条例について、総務常任委員会における審査の経過及び結果に ついてご報告いたします。

委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、福祉課長の出席を求め、3月 12日午後1時から審査いたしました。

本案は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療

に関する条例が平成19年11月29日に施行されたことに伴い、本村において行う事務を制定するための条例であります。

その事務は、条例第2条において、法律施行令第2条並びに法律施行規則第6条及び第7条に規定するもののほか、1号から8号までの事務がうたわれております。

なお、本条例の施行期日は、平成20年4月1日からとなっています。

本案について、質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告を終わります。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例について、委員長の報告に 対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例について討論を行います。 討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例について採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第13号 大宜味村後期高齢者医療に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

# ◎議案第19号~議案第24号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

O 議長(宮城功光) 日程第2 議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算、日程第3 議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算、日程第5 議案第22号 平成20年度大宜

味村簡易水道事業特別会計予算、日程第6 議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道 事業特別会計予算、日程第7 議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計 予算の6件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成19年3月19日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審查特別委員会 委員長 平 良 嗣 男

# 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第19号	平成20年度大宜味村一般会計	予算	原案可決 全会一致
議案第20号	平成20年度大宜味村国民健康保	<b></b> 保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第21号	平成20年度大宜味村老人保健特	特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第22号	平成20年度大宜味村簡易水道	<b>事業特別会計予算</b>	原案可決 全会一致
議案第23号	平成20年度大宜味村公共下水流	道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第24号	平成20年度大宜味村後期高齢者	皆医療特別会計予算	原案可決 全会一致

### (平良嗣男予算審查特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(平良嗣男) ただいま議題となりました議案第19号から 議案第24号までの6会計について、一括して本委員会における審査の結果について報告い たします。

本委員会は、村長以下副村長、関係課長等の出席を求め、3月14日、17日、18日の3日

間にわたって審査を行い、その結果は次のとおりとなっています。

議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算は、津波地区集落地域整備事業費等の完 了により、対前年度比10.5%の減となっています。

本案に対する討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。 議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、後期高齢者支援金、特 定健康診査事業費の新設に伴い、対前年度比6.6%の増、議案第21号 平成20年度大宜味 村老人保健特別会計予算は、支払基金交付金及び一般会計繰入金などの歳入全般的な減に より、対前年度比82%の減となっています。議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事 業特別会計予算は、水道施設国庫補助金の減により、対前年度比2%の減となっています。 本3会計については、質疑、討論もなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきも のと決定しました。

議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、公共下水道整備事業 国庫補助金の増により、対前年度比145.7%の大幅な増となっています。

本案に対する質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、4月1日から実施される後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに設置された予算であります。本会計の予算は、4,432万5,000円となっています。

本案に対しても、質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、6会計の予算総額は41億1,217万円で、対前年度比では11億3,868万6,000円、 21.7%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告とします。よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算について、委員長の報告に対す る質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算について討論を行います。討論 ありませんか。

### (発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第19号 平成20年度大宜味村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第20号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、 委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算について討論を行いま

す。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第21号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計予算については、委員 長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計について討論を行いま す。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第22号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、 委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について、委員 長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について討論を 行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第23号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、 委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について、委員 長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について討論を 行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第24号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、 委員長の報告のとおり可決されました。

# ◎陳情第1号、陳情第2号、陳情第5号、陳情第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(宮城功光) 日程第8 陳情第1号、日程第9 陳情第2号、日程第10 陳情 第5号及び日程第11 陳情第6号についてを議題とします。
  - 一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成19年3月19日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会委員長新城一智

# 陳情審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

受理	受 理	件名	審査の	委員会の意見	措置
番号	年月日		結 果		
1	2 0 年 2月13日	乳幼児医療費助成制度の拡充 に関する要請	採 択 全会一致		地方自治 法第125 条の措置
2	2 0 年2月13日	妊産婦健康診査の公費負担の 拡充を求める要望	採 択 全会一致		地方自治 法第125 条の措置
3	2 0 年 2月21日	「ハンセン病問題基本法」制 定等を求める意見書の決議の 要請	採 択 全会一致		地方自治 法第99条 の措置
4	2 0 年2月22日	地域医療と国立医療の充実に 関する陳情	採 択 全会一致		地方自治 法第99条 の措置

### (新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第1号、陳情第 2号、陳情第5号及び陳情第6号の4件につきましては、3月12日審査いたしました結果、 お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。 なお、4件の陳情については、討論もなく、いずれも全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第1号及び陳情第2号の採択に当たって、村長へ送付することが適当との決定をいたしておりますので、議長において地方自治法第125条の規定による措置のお取り計らいをお願いします。

また、陳情第5号及び陳情第6号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号 乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号 乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに替成の方は挙手願います。

(挙手全員)

O 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第1号 乳幼児医療費助成制度の拡充に関する要請については、委員 長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第2号 妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号 妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望について討論を行います。討論ありませんか。

### (発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号 妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

これにご異議ありませんか。

したがって、陳情第2号 妊産婦健康診査の公費負担の拡充を求める要望については、 委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま採択することに決定しました陳情第1号及び陳情第2号については、地方自治法第125条の規定により、村長へ送付することにしたいと思います。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号については、地方自治法第125条の規定により、村長へ送付することに決定しました。

これから陳情第5号 「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第5号 「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号 「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第5号 「ハンセン病問題基本法」制定等を求める意見書の決議の要請については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第6号 地域医療と国立医療の充実に関する陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第6号 地域医療と国立医療の充実に関する陳情について討論を行います。 討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号 地域医療と国立医療の充実に関する陳情について採決いたします。 この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定する ことに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第6号 地域医療と国立医療の充実に関する陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第12 全員発議により提出されました意見案第2号 ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

O 2番(新城一智) 意見案第2号 ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出しま す。

平成20年3月19日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 新城一智 友寄景光 東 武久 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝

大城佐一

### 賛成者 平良嗣男

提案理由 ハンセン病問題の真の解決を図るため、基本法制定等について関係機関へ要請するため。

### ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書

平成13年5月11日、熊本地方裁判所は「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟において、 患者の隔離は、患者に対して継続的で極めて重大な人権の制限を強いるものであるとして、 ハンセン病隔離政策の違憲性及び違法性を認めた。

これを受け、同年7月23日、国は同訴訟全国原告団協議会と入所者に対する在園保障、 社会復帰支援、退所者に対する年金支給等の支援措置など恒久対策等について基本事項を 合意した。

ところで、ハンセン病入所者数の推移を平成10年と平成19年で見ると、全国13の国立ハンセン病療養所では4,918名から2,933名に、沖縄愛楽園は486名から296名に、宮古南静園では186名から98名にそれぞれ減少している。

また、入所者数の平均年齢では、平成19年4月現在で全国13施設で77.5歳、沖縄愛楽園で75.5歳、宮古南静園で80歳となっており、入所者数の減少や入所者の高齢化が急速に進んでいる。

今後、入所者が安心して生活するとともに、抱いている寂寥感を解消するためには現在 の療養所を多目的な施設として整備を行い、地域社会に開かれた療養所とすることが必要 となっている。

よって、国におかれては、在園者の最後の一人まで面倒を見るとしているところであり、 将来にわたり元ハンセン病患者が安心して生活できるよう、下記事項の実現について強く 要望する。

記

- 1. ハンセン病問題の真の解決を図るため、入所者に対する療養の提供に限定している「らい予防法の廃止に関する法律」廃止し、新たに「ハンセン病問題基本法」(仮称)を制定すること。
- 2. 療養所の将来のあり方について、入所者、職員及び地域住民などの意見を尊重して、 地域を含めた医療及び介護施設等として広く開放、利用、発展させることができるよう、 必要な施設を維持すること。

3. ハンセン病療養所の医療技術と施設の整備並びに看護・介護体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 厚生労働大臣 沖縄及び北方対策 担当大臣

以上、よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号 ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書については、会議規則第39 条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

高いでは、○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第2号 ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書については、 委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

高いでは、○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第2号 ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書は、原案のと おり可決されました。

### ◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第13 全員発議により提出されました意見案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(7番 具志堅朝秀議員 登壇)

○ 7番(具志堅朝秀) 意見案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域 医療と国立病院の充実を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年3月19日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 具志堅朝秀 平良英勝 宮城 武 金城 勇 東 武久 友寄景光 新城一智 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 国立病院を地域の医療提供体制に位置づけ、地域医療の充実を図ることについて関係機関へ要請するため。

国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書 国立病院は、がん・脳卒中・心疾患などの高度医療の充実とともに、重症心身障害や筋 ジストロフィー・神経難病、結核、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担 い、地域医療においても重要な役割を果たしています。

政府は、国立高度専門医療センター(がんセンターなど6施設8病院)を2010年度に非 公務員型独立行政法人化することを閣議決定し、08年度で中期計画が終了する国立病院機 構(146病院)についても09年度より非公務員化することを検討しています。さらに、07 年度末までに、国立病院を含む全ての独立行政法人を廃止・民営化・民間委託の対象とし て全面的に見直し、「整理合理化計画」を策定するとしています。

しかし、国民医療の現状は、医師・看護師不足による診療科・病院の閉鎖、公立公的病院の廃止・休止などによって、地域医療が崩壊しかねない状態にあり、必要な医療を受けることができない医療難民・介護難民が広がっています。医師・看護師の配置についても、

日本は欧米諸国の数分の一と極めて少なく、第166回通常国会(参議院)において、医師・看護師の増員を求める請願が全会一致で採択されているところです。

また、08年4月から、4疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿)5事業(救急、災害、へき地、周産期、小児)の医療連携体制を含む新たな都道府県「医療計画」がスタートすることになっており、国立病院を地域の医療提供体制に位置づけ、地域医療の充実を図ることが求められています。地域医療と国立病院の充実について、下記の事項を要望します。

記

- 1. 国立病院の廃止・縮小・民営化を行わないこと。
- 2. 地域の実情と地域住民の要望に応じて、国立病院の機能強化を図ること。
- 3. 医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立 病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を 求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略する ことについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。 委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

### (発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

### ◎意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第14 全員発議により提出されました意見案第4号 航空運 賃に関する意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮城 武議員。

(6番 宮城 武議員 登壇)

○ 6番(宮城 武) 意見案第4号 航空運賃に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年3月19日

大官味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝 大城佐一 新城一智 友寄景光 東 武久 金城 勇

賛成者 平良嗣男

提案理由 航空運賃の低減、その他の措置について関係機関へ要請するため。

航空運賃に関する意見書

航空各社は、燃料の高騰を理由に平成20年4月1日から航空運賃を値上げすることを発表し国土交通省に届け出た。値上げ率は平均9パーセントになるものと見込まれている。

ところで、本県は、国内唯一の離島県であるため、本土との交通はもとより生鮮食料品等の生活必需品、特定農産物等の輸送も航空路に依存し、特に近年は出入域者の約90パーセントが航空路を利用している実情にある。

さらに、本県は多くの離島を抱え、これらの離島は沖縄本島から遠く離れ、地理的にも 孤立的環境下にあり、離島の航空路は、生活文化の向上と経済活動の進展に伴い必要欠く ことのできないものとなっている。

特に、他都道府県に比べ鉄軌道がない本県では、航空路は県民の生活路線として定着しており、県経済の大きな柱をなしている観光産業の振興を図るためにも航空運賃の低減措置が強く望まれているところである。

このような状況下での航空運賃の値上げは、県民生活を著しく圧迫し、本県の産業、経済に与える影響ははかり知れないものになることが懸念されるため、県民は今回の航空運賃値上げを極めて深刻に受けとめている。

また、これまで沖縄路線は、搭乗率が高く黒字路線と言われているが、それにもかかわらず今回燃料の高騰を理由として、一方的に航空運賃を値上げすることは県民の理解を得られるものではない。

本村は、県民生活の安定と県経済の振興を図る立場から、今回の航空運賃値上げに強く 反対せざるを得ない。

よって、政府におかれては、本県の地理的、経済的特殊事情を充分御配慮の上、これまで実施してきた航行援助施設利用料、航空機燃料税、空港着陸料等の公租公課の軽減並びに機体購入補助、運航費補助等の措置を引き続き実施するとともに、拡大するなど特段の措置を講じられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成20年3月19日

沖縄県国頭郡大官味村議会

あて先

内閣総理大臣 国土交通大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 以上、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号 航空運賃に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第4号 航空運賃に関する意見書については、委員会の付託を省略 することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 航空運賃に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第4号 航空運賃に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

### ◎決議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第15 全員発議により提出されました決議案第2号 航空運 賃に関する要請決議を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。金城 勇議員。

(5番 金城 勇議員 登壇)

○ 5番(金城 勇) 決議案第2号 航空運賃に関する要請決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年3月19日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 金城 勇 東 武久 友寄景光 新城一智 大城佐一 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 航空運賃の低減、その他の措置について沖縄県知事へ要請するため。

航空運賃に関する要請決議

航空各社は、燃料の高騰を理由に平成20年4月1日から航空運賃を値上げすることを発

表し国土交通省に届け出た。値上げ率は平均9パーセントになるものと見込まれている。

ところで、本県は、国内唯一の離島県であるため、本土との交通はもとより生鮮食料品等の生活必需品、特定農産物等の輸送も航空路に依存し、特に近年は出入域者の約90パーセントが航空路を利用している実情にある。

さらに、本県は多くの離島を抱え、これらの離島は沖縄本島から遠く離れ、地理的にも 孤立的環境下にあり、離島の航空路は、生活文化の向上と経済活動の進展に伴い必要欠く ことのできないものとなっている。

特に、他都道府県に比べ鉄軌道がない本県では、航空路は県民の生活路線として定着しており、県経済の大きな柱をなしている観光産業の振興を図るためにも航空運賃の低減措置が強く望まれているところである。

このような状況下での航空運賃の値上げは、県民生活を著しく圧迫し、本県の産業、経済に与える影響ははかり知れないものになることが懸念されるため、県民は今回の航空運賃値上げを極めて深刻に受けとめている。

また、これまで沖縄路線は、搭乗率が高く黒字路線と言われているが、それにもかかわらず今回燃料の高騰を理由として、一方的に航空運賃を値上げすることは県民の理解を得られるものではない。

本村は、県民生活の安定と県経済の振興を図る立場から、今回の航空運賃値上げに強く 反対せざるを得ない。

よって、県におかれては、本県の地理的、経済的特殊事情を充分御配慮の上、下記事項の早期実現について、特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1. 県民の生活経済路線としての航空路の特殊性にかんがみ、航空運賃の低減に努めるとともに、各種施策を図るよう取り組むこと。
- 2. 県内離島航空路を営んで維持している航空会社に対し、機体購入及び運航費の補助、 空港着陸料の軽減等の措置を引き続き実施するとともに、拡大すること。
- 3. 各航空会社に対し、グループの連結決算や経営改善計画、運賃値上げの理由等について十分な説明を求めること。

上記のとおり決議する。

平成20年3月19日

沖縄県国頭郡大官味村議会

あて先

沖縄県知事

よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第2号 航空運賃に関する要請決議については、会議規則第39条第2項の規定に よって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、決議案第2号 航空運賃に関する要請決議については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第2号 航空運賃に関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、決議案第2号 航空運賃に関する要請決議は、原案のとおり可決されました。

### ◎決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第16 全員発議により提出されました決議案第3号 航空運 賃値上げ見直しに関する要請決議を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ 1番(大城佐一) 決議案第3号 航空運賃値上げ見直しに関する要請決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年3月19日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 大城佐一 新城一智 友寄景光 東 武久 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 航空運賃の値上げ見直し等について航空各社へ要請するため。

航空運賃値上げ見直しに関する要請決議

航空各社は、燃料の高騰を理由に平成20年4月1日から航空運賃を値上げすることを発表し国土交通省に届け出た。値上げ率は平均9パーセントになるものと見込まれている。

ところで、本県は、国内唯一の離島県であるため、本土との交通はもとより生鮮食料品等の生活必需品、特定農産物等の輸送も航空路に依存し、特に近年は出入域者の約90パーセントが航空路を利用している実情にある。

さらに、本県は多くの離島を抱え、これらの離島は沖縄本島から遠く離れ、地理的にも 孤立的環境下にあり、離島の航空路は、生活文化の向上と経済活動の進展に伴い必要欠く ことのできないものとなっている。

特に、他都道府県に比べ鉄軌道がない本県では、航空路は県民の生活路線として定着しており、県経済の大きな柱をなしている観光産業の振興を図るためにも航空運賃の低減措置が強く望まれているところである。

このような状況下での航空運賃の値上げは、県民生活を著しく圧迫し、本県の産業、経済に与える影響ははかり知れないものになることが懸念されるため、県民は今回の航空運賃値上げを極めて深刻に受けとめている。

また、これまで沖縄路線は、搭乗率が高く黒字路線と言われているが、それにもかかわらず今回燃料の高騰を理由として、一方的に航空運賃を値上げすることは県民の理解を得られるものではない。

本村は、県民生活の安定と県経済の振興を図る立場から、今回の航空運賃値上げに強く 反対せざるを得ない。

よって、貴社におかれては、本県の地理的、経済的特殊事情を充分御配慮の上、下記事項の早期実現について、特段の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1. 平成20年4月1日の航空運賃値上げを見直すこと。
- 2. 県民の生活経済路線としての航空路の特殊性にかんがみ、今後も航空運賃の低減に 努めること。
- 3. 県民及び観光客等沖縄への航空機利用者に対し、航空運賃の割引制度の充実・拡大を図ること。

上記のとおり決議する。

平成20年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

全日本空輸株式会社社長 株式会社日本航空インターナショナル社長 日本トランスオーシャン航空株式会社社長 琉球エアーコミューター株式会社社長 以上です。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号 航空運賃値上げ見直しに関する要請決議については、会議規則第39条第 2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、決議案第3号 航空運賃値上げ見直しに関する要請決議については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第3号 航空運賃値上げ見直しに関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

### (举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、決議案第3号 航空運賃値上げ見直しに関する要請決議は、原案のとおり 可決されました。

O 議長(宮城功光) お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

### ◎閉会の宣告

O 議長(宮城功光) これで本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

(午後 1時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員